第３次大網白里市男女共同参画計画

～男女がともに認め合い、支え合い、

個性と能力を発揮できる社会の実現を目指そう～

令和８年3月

大 網 白 里 市

はじめに

平成１１年の男女共同参画社会基本法の制定以降、性別等にかかわりなく個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現に向け、国・自治体・地域が一体となって様々な取組が進められており、本市においても、平成２８年３月に「大網白里市男女共同参画計画」を、令和３年３月に「第２次大網白里市男女共同参画計画」を策定し、市民や関係者の皆様とともに各施策を推進してまいりました。

国際社会では、ＳＤＧｓの理念のもとジェンダー平等が推進され、国内においても、女性の活躍の推進、仕事と家庭生活の両立、配偶者等からの暴力や各種ハラスメントへの対応強化などが進められてきました。一方で、少子高齢化の進行や人口減少、地域のつながりの変化、災害リスクへの備え、価値観や文化の多様化など、地域社会における課題は複合化しており、あらゆる分野に男女共同参画の視点を浸透させることが不可欠となっています。

本市では、このような状況を踏まえ、第２次計画までの基本理念を引き継ぎ、これまでの取組の成果を検証するとともに、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「第３次大網白里市男女共同参画計画」を策定しました。

本計画では、「男女がともに認め合い、支え合い、個性と能力を発揮できる社会の実現を目指そう」を基本理念に掲げ、推進する環境づくり、家庭からの意識づくり、職場・労働環境づくり、安心して暮らせる地域づくり、あらゆる暴力の根絶と人権の尊重を柱に各施策に取り組むこととしていますが、その実現には、市民の皆様、事業者、地域の各種団体、行政等が一体となり、ともに取り組むことが重要です。本計画の推進にあたり、引き続き、皆様方のご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げます。

終わりに、本計画の策定にあたり、ご尽力いただきました「大網白里市男女共同参画審議会」の委員の皆様や、貴重なご意見等をお寄せいただきました市民の皆様に厚く御礼申し上げます。

令和８年３月

大網白里市長　　金　坂　昌　典

目　　次

第１章 計画の基本的な考え方
１　計画策定の趣旨　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ２
２　計画の位置付け　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ２
３　計画の期間　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ２
４　基本理念　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ３
５　基本目標　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ３

第２章 計画の内容
１　施策の体系　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ５
２　施策の内容
基本目標Ⅰ　男女共同参画を推進する環境づくり
（１）男女共同参画への意識啓発　・・・・・・・・・・・・・・・・・ ６
（２）男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進　・・・・・・・・ １０
（３）政策・方針決定過程における男女共同参画の促進　・・・・・・・ １２
基本目標Ⅱ　家庭からはじまる男女共同参画への意識づくり
（１）男女がともに支え合う家事・子育て・介護等の支援　・・・・・ １７
基本目標Ⅲ　男女がともに個性と能力を発揮できる職場・労働環境づくり
（１）男女がともに能力を生かせる職場づくりの促進　・・・・・・・・ ２０
（２）仕事と家事・子育て・介護等の両立の推進　・・・・・・・・・・ ２４
基本目標Ⅳ　男女がともに安心して暮らせる地域づくり
（１）地域における男女共同参画の促進と地域環境の整備　・・・・ ３１
（２）防災における男女共同参画の促進　・・・・・・・・・・・・・・ ３４
（３）男女共同参画の視点に立った健康支援　・・・・・・・・・・・・ ３６
（４）誰もが安心して暮らせる環境の整備　・・・・・・・・・・・・・ ３７
基本目標Ⅴ　あらゆる暴力の根絶と人権の尊重
（１）ＤＶ（ドメスティック・バイオレンス）・虐待等の防止と被害者支援　・・ ３９
（２）あらゆるハラスメントの防止　・・・・・・・・・・・・・・・・ ４４
（３）多様性への理解と人権尊重　・・・・・・・・・・・・・・・・・ ４６

第３章 計画の推進
１　推進体制の充実　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ５０
２　国・県等関係機関との連携　・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ５０
３　指標一覧　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ５１

参考資料

大網白里市男女共同参画計画策定経過　・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 54
大網白里市男女共同参画審議会条例　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 56
大網白里市男女共同参画審議会委員名簿　・・・・・・・・・・・・・・・・・ 57
大網白里市男女共同参画計画検討委員会設置要綱　・・・・・・・・・・・・・ 58
男女共同参画社会基本法　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 59
雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律　・ 63
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律　・・・・・・・・ 70
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律　・・・・・・・・・・・・ 84
政治分野における男女共同参画の推進に関する法律　・・・・・・・・・・・ 92

第１章

計画の基本的な考え方

１　計画策定の趣旨

平成１１年に男女共同参画社会基本法が制定され、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別等にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を目指してきました。

この法律に基づき、大網白里市では、平成２８年３月に「大網白里市男女共同参画計画」（以下「第１次計画」という。）、令和３年３月には第１次計画を踏まえた「第２次大網白里市男女共同参画計画」（以下「第２次計画」という。）を策定し、男女共同参画社会の実現を目指し様々な施策に取り組んできましたが、なお一層の取り組みが必要とされる状況にあります。そこで、これまでの取り組みの成果を検証しつつ、第２次計画までの基本理念を引き継ぎ、本市における男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「第３次大網白里市男女共同参画計画（令和８年度～令和１２年度）」を策定することにしました。

２　計画の位置付け

（１）この計画は、「男女共同参画社会基本法」第１４条第３項に基づく市町村計画であり、大網白里市における男女共同参画社会の形成を促進するための基本となる計画です。

（２）この計画は、国及び千葉県の男女共同参画に関する計画を勘案し、大網白里市総合計画との整合性を図りながら、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に促進していくための計画です。

（３）この計画は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（ＤＶ防止法）第２条の３第３項に基づく配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本計画としても位置付けます。

（４）この計画は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（女性活躍推進法）第６条第２項に基づく、女性の職業生活における活躍に関する施策についての市町村推進計画としても位置付けます（該当部分は、「基本目標Ⅲ（１）男女がともに能力を生かせる職場づくりの促進」）。

３　計画の期間

この計画の期間は、令和８年度から令和１２年度までの計画とします。

この計画は、今後の社会情勢の変化や本計画の進捗状況等、必要に応じて見直しを行うものとします。

４　基本理念

　男女共同参画社会基本法は、「男女の人権の尊重」、「社会における制度又は慣行についての配慮」、「政策等の立案及び決定への共同参画」、「家庭生活における活動と他の活動の両立」、「国際的協調」を基本理念としており、この基本理念を前提としつつ、本計画では、**「男女がともに認め合い、支え合い、個性と能力を発揮できる社会の実現を目指そう」**を基本理念とします。

５　基本目標

　この計画では、次の５つの基本目標を設定し、男女共同参画社会の実現に向けて取り組んでいきます。

基本目標Ⅰ　男女共同参画を推進する環境づくり

基本目標Ⅱ　家庭からはじまる男女共同参画への意識づくり

基本目標Ⅲ　男女がともに個性と能力を発揮できる職場・労働環境づくり

基本目標Ⅳ　男女がともに安心して暮らせる地域づくり

基本目標Ⅴ　あらゆる暴力の根絶と人権の尊重

※この計画で、「性別等」には男女の性別だけではなく、「性の多様性」も含みます。「性の多様性」とは、性には性的指向性（好きになる対象）や性自認（主観的性別）に代表される多様なあり方があるという意味です。

第２章

計画の内容

1　施策の体系

男女がともに認め合い、支え合い、個性と能力を発揮できる社会の実現を目指そう

【基本目標】／【基本的課題】／【施策の方向】

- Ⅰ　男女共同参画を推進する環境づくり
  - (1)男女共同参画への意識啓発
    - ①男女共同参画に関する調査研究、情報収集・提供
    - ②家庭、地域における男女共同参画意識の啓発
  - (2)男女共同参画の視点に立った教育･学習の推進
    - ①学校教育、社会教育における男女共同参画の推進
    - ②家庭、地域における男女平等教育学習の推進
    - ③生涯学習における男女共同参画の推進
  - (3)政策・方針決定過程における男女共同参画の促進
    - ①各種審議会等への女性の参画促進
    - ② 事業所、団体等における方針決定過程への女性の参画促進
    - ③市役所における管理職等への女性の登用促進
- Ⅱ　家庭からはじまる男女共同参画への意識づくり
  - (1)男女がともに支え合う家事・子育て・介護等の支援
    - ①子育て、介護における男女共同参画の推進
    - ②男性の生活技術習得の推進
- Ⅲ　男女がともに個性と能力を発揮できる職場・労働環境づくり
  - (1)男女がともに能力を生かせる職場づくりの促進
    - ① 職場における男女の均等な機会・待遇の確保と女性の就業継続支援
    - ②農業、商工業等自営業における男女共同参画の促進
    - ③女性の起業や再就職の支援
  - (2)仕事と家事･子育て･介護等の両立の推進
    - ①ワーク・ライフ・バランスの意識定着と環境整備
    - ②子育て支援
    - ③高齢者、障がい者への介護支援
- Ⅳ　男女がともに安心して暮らせる地域づくり
  - (1)地域における男女共同参画の促進と地域環境の整備
    - ①地域における慣習、慣行の見直しの啓発
    - ②地域活動における女性の参画促進
  - (2)防災における男女共同参画の促進
    - ①防災における男女共同参画の促進
    - ②女性の視点を盛り込んだ防災対策の促進
  - (3)男女共同参画の視点に立った健康支援
    - ①妊娠、出産等に関する健康支援
    - ②性差に配慮した健康支援
  - (4)誰もが安心して暮らせる環境の整備
    - ①生活上困難な状況に置かれている人への支援
    - ②高齢者・障がい者への自立支援
    - ③外国人が暮らしやすい環境の整備
- Ⅴ　あらゆる暴力の根絶と人権の尊重
  - (1)ＤＶ（ドメスティック・バイオレンス）・虐待等の防止と被害者支援
    - ①ＤＶ・虐待被害者等に対する広報・啓発
    - ②相談・支援体制の充実
    - ③関係機関との連携強化
    - ④ストーカーや性犯罪等の防止対策の推進
  - (2)あらゆるハラスメントの防止
    - ①あらゆるハラスメントの防止対策の推進生活上困難な状況に置かれている人への支援
  - (3)多様性への理解と人権尊重
    - ①人権尊重意識の啓発
    - ②多文化共生の推進
    - ③性の多様性に関する理解の推進

２　施策の内容

基本目標Ⅰ　男女共同参画を推進する環境づくり

（１）男女共同参画への意識啓発

【現状と課題】

　男女共同参画社会とは、男性も女性も性別等や年齢にとらわれず、すべての人が人権を尊重され、個性と能力を十分に発揮することができる社会です。この理念が社会の様々な面に浸透することにより、誰もが自分らしくいきいきと暮らし、男女がともにあらゆる分野へ参画することができる社会の形成につながります。

　平成１１年に男女共同参画社会基本法が制定されて以来、男女共同参画社会の実現に向けた法律や制度面での整備が進められてきましたが、未だ男女共同参画の考え方が社会一般に広く浸透しているとは言えません。

　令和６年度に実施した「男女共同参画に関する市民意識調査」（以下「市民意識調査」という。）において、男女平等に関する意識について質問したところ、「政治」、「社会全体」、「社会通念・慣習」では「男性の方が優遇されている」、「どちらかといえば男性の方が優遇されている」を合わせた男性優遇意識が７割を超えており、令和元年度、平成２７年度に実施した市民意識調査（以下「令和元年度調査」、「平成２７年度調査」という。）とほぼ変わらない結果となっています。

　一方で、「男は仕事、女は家庭」という考え方については、令和元年度調査、平成２７年度調査と比較すると、「そう思わない」とした割合が３分の２以上となり、性別による固定的な役割分担意識がこの５年で大きく薄れてきていることがうかがえます。アンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）（※１）による固定的な役割分担意識は、女性の就労継続や職場復帰等の障害になるだけでなく、男性にとっても家庭の経済的負担が重くのしかかるなど負担を強いることになる場合もあると同時に、男性の家事・子育て等の実施を困難にしています。

　定期的に男女共同参画に関する情報を提供し、あらゆる世代の人々に対し、男女共同参画への理解を深めていくよう、意識啓発を図っていくことが必要です。

※1　アンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み・偏見）

　「家事・子育ては女性がするもの」「男性は仕事をして家計を支えるもの」といった、自分自身では気づいていない「ものの見方やとらえ方のゆがみや偏り」のこと。

［男女の役割分担についての意識（「男は仕事、女は家庭」という考え方について）］

単位：％

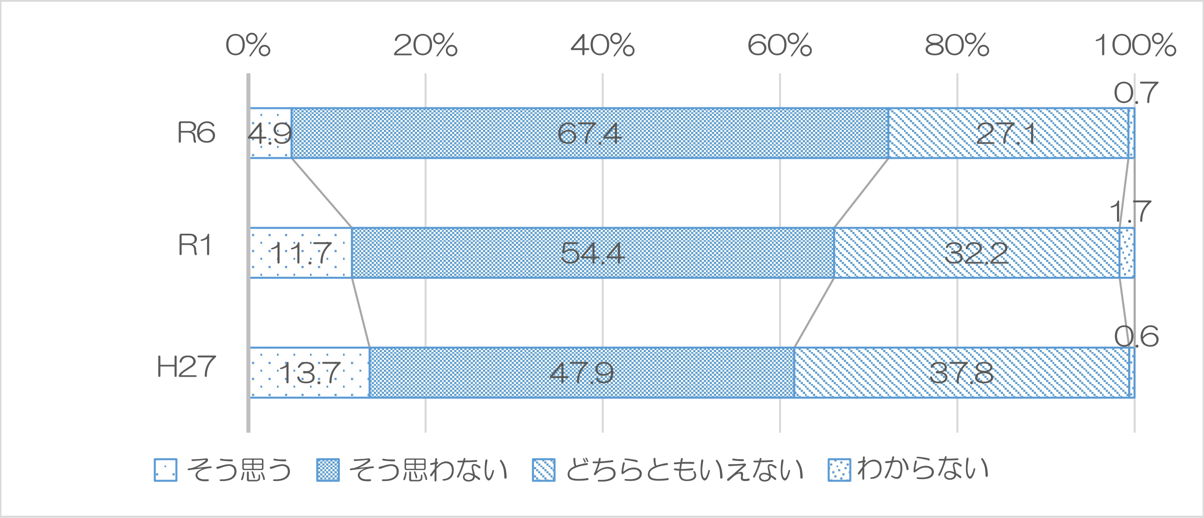

資料：市民意識調査（比較）

［男女の地位について（全体）］

単位：％

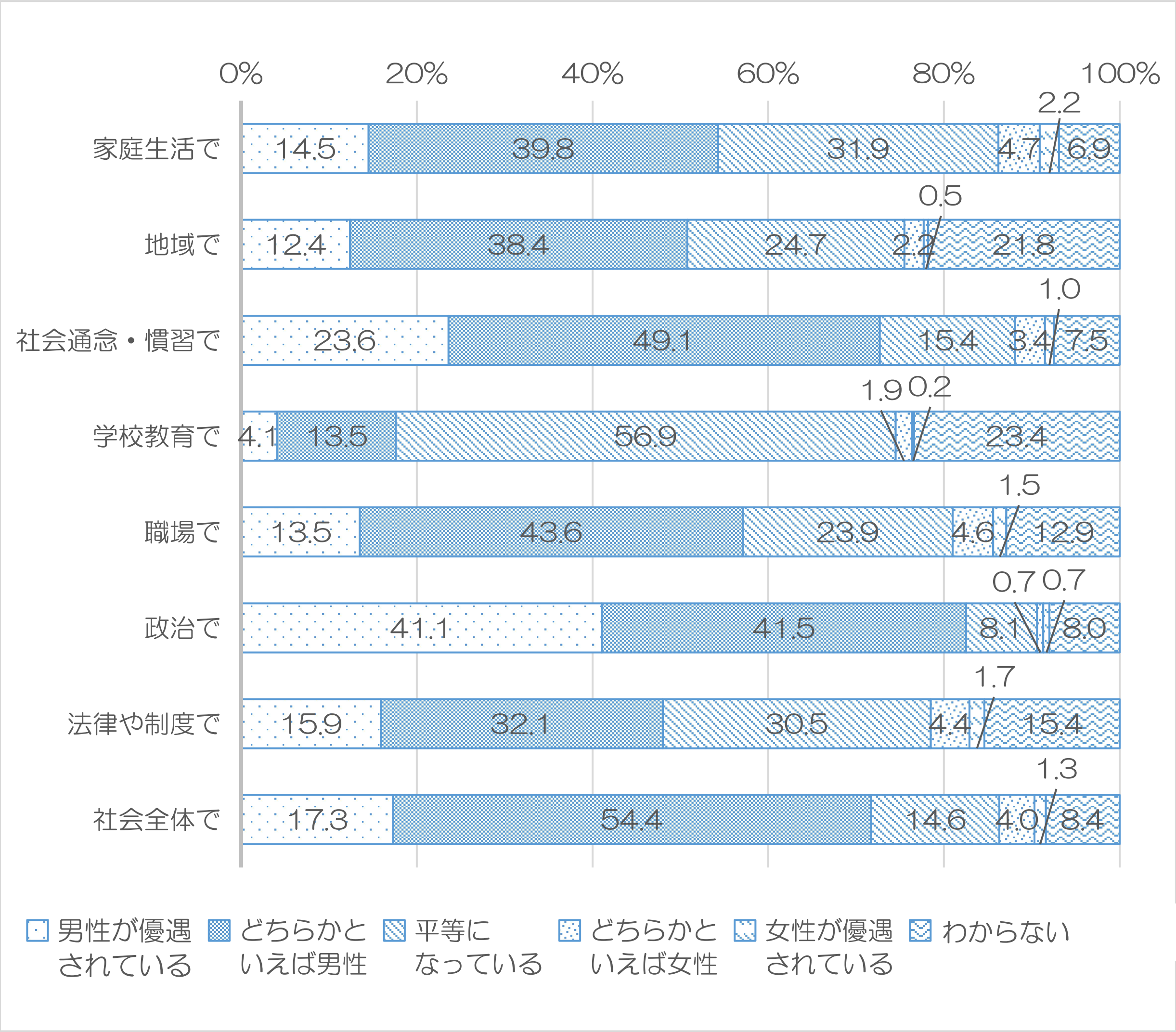

資料：令和６年度市民意識調査

［男女の地位について（男性）］　　　　　　　　単位：％

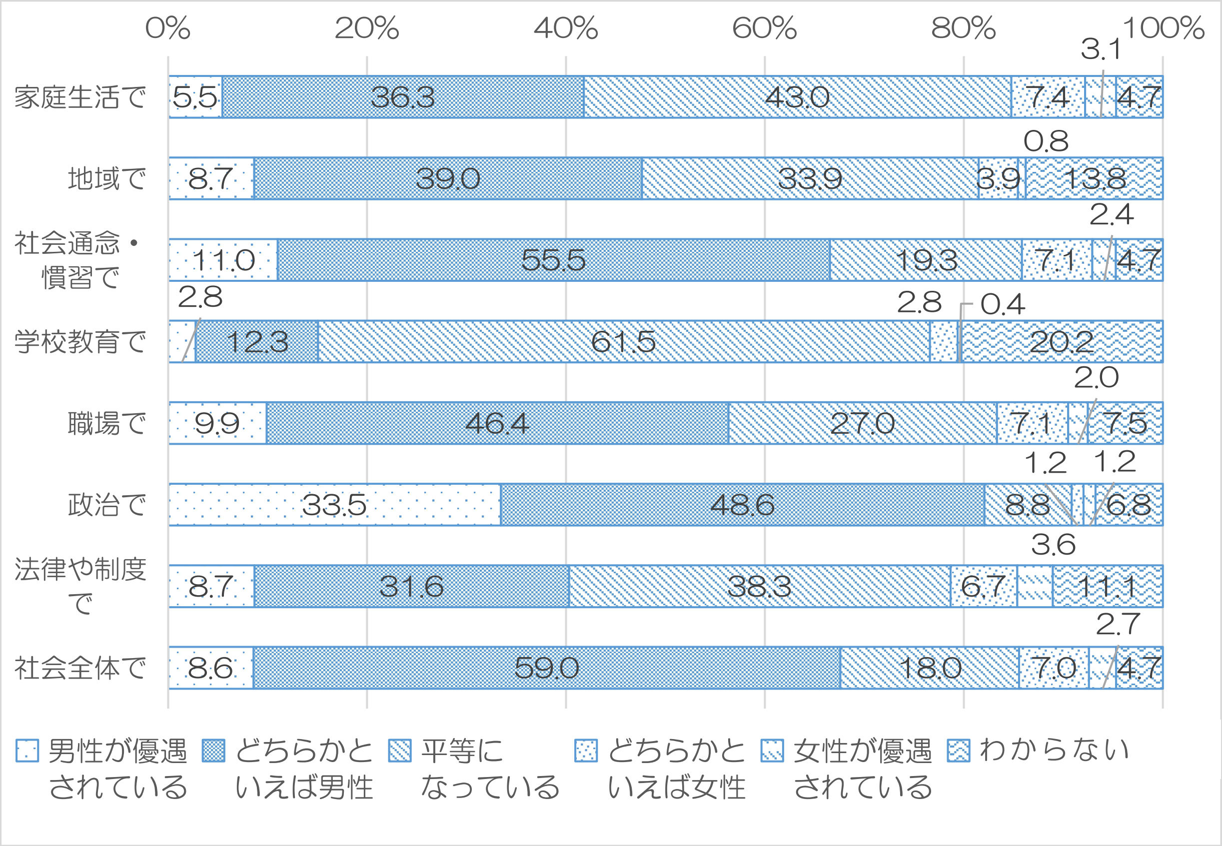

資料：令和６年度市民意識調査

［男女の地位について（女性）］　　　　　　　　単位：％

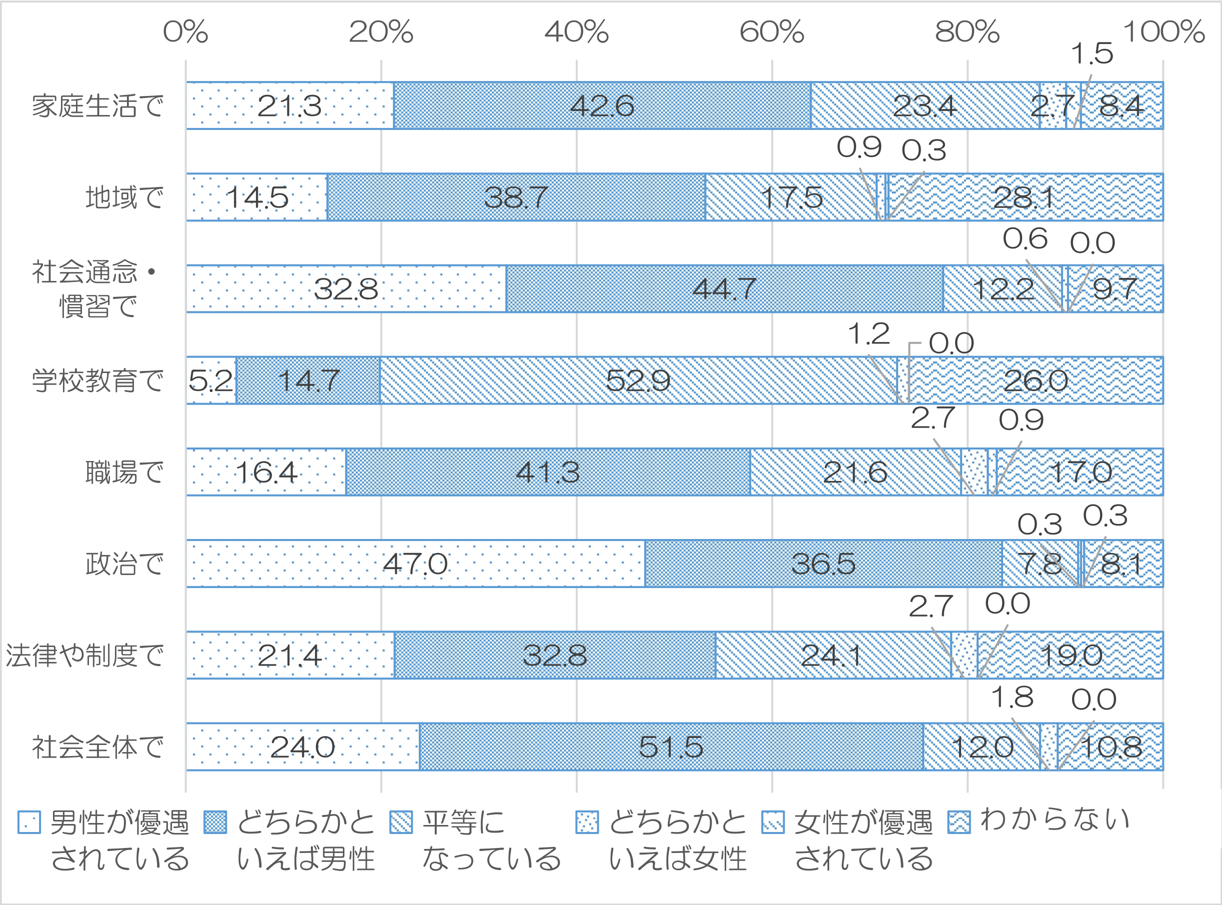

資料：令和６年度市民意識調査

【施策の方向】

① 男女共同参画に関する調査研究、情報収集・提供

事業番号	事業内容	担当課
1	男女共同参画に関する市民意識を把握するため、定期的に市民意識調査を実施します。	地域づくり課
2	男女共同参画に関する情報提供のため、ホームページの充実を図ります。	秘書広報課 地域づくり課
3	ＳＮＳなどを活用して、男女共同参画に関する情報を提供します。	秘書広報課 地域づくり課
4	市内図書室において、男女共同参画に関する冊子などの閲覧及び貸し出しをします。	生涯学習課

② 家庭、地域における男女共同参画意識の啓発

事業番号	事業内容	担当課
5	男女共同参画社会の実現に向けた広報・啓発活動を推進します。	地域づくり課

【指標】

事業番号	指標名	指標	担当課
1	市民意識調査（男女平等に関する意識）において「平等になっている」と答える割合	増加（令和12年度までに１回）	地域づくり課
5	広報紙、ホームページ等を利用した男女共同参画についての啓発	年１回以上	地域づくり課

市民の声～市民意識調査より～

◆男女とくくることが必要な所と不要な所の意識づけが必要なのでは。男たるもの、女たるものと長らく生活の中で多くが決められていたことを変えるのはやはり長い月日が必要になるので、まずは「男女」というくくりを取れるところから取るのがいいのではないでしょうか。【50 歳代女性】

◆女性でも男性でも能力がなければ出来ないことは出来ないし、各々が向上心もないのに周りや社会が平等でなければいけないといって責任を押し付けるのもおかしな話ではないでしょうか。男だとか女だとか関係なく一人の人間として扱えばいいと思います。【30 歳代男性】

（２）男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進

【現状と課題】

男女平等意識は、幼少期からの家庭、学校、地域等で行われる教育や学習と深い関わりを持っています。

市民意識調査で、社会全体、政治、学校教育等あらゆる分野における男女の平等意識について質問したところ、学校教育における平等意識が、他の分野に比べると最も高くなっています。しかし、その他の分野での平等意識は４割未満となっていることから、男女共同参画についてより一層の理解を深めるためには、家庭、学校、地域等あらゆる分野において、相互の連携を図り、男女共同参画の視点に立った教育や学習の充実を図ることが必要です。

学校教育においては、各教科等の指導のみならず、日常生活や行事等の学校教育活動全体をとおして、性別等にとらわれることなく、個性を尊重した教育を行うとともに、無意識に性別による差別をすることがないよう、教職員の男女共同参画に関する意識をさらに啓発する必要があります。

社会教育においては、男女が対等な社会の構成員であることを認識し、男女共同参画や性の多様性の意識を高める学習機会の提供を行うことが必要です。また、家庭、地域生活においても、男女共同参画や性の多様性への理解の浸透を推進するよう意識啓発に努めることが必要です。

【施策の方向】

① 学校教育、社会教育における男女共同参画の推進

事業番号	事業内容	担当課
6	性別等にとらわれることなく、個性を重視した男女平等教育・人権教育を推進します。	管理課
7	固定的な男女別の職業観にとらわれない、進路選択ができるよう、本人の適性・希望を踏まえ、適切な進路指導を推進します。	管理課
8	男女共同参画の視点に立ち、学校運営や慣習についての取組を推進します。	管理課

② 家庭、地域における男女平等教育学習の推進

事業番号	事業内容	担当課
9	子どもが性別等にとらわれず、個性と能力を伸ばすことができるよう、家庭教育の機会の提供を図ります。	生涯学習課
10	男女共同参画に関する出前講座を実施します。	地域づくり課

③ 生涯学習における男女共同参画の推進

事業番号	事業内容	担当課
11	男女共同参画や性の多様性、ワーク・ライフ・バランス等をテーマにした講座・講演会を開催し、意識の啓発を図ります。	地域づくり課 生涯学習課

【指標】

事業番号	指標名	指標	担当課
6	教職員研修（希望研修）への参加	年１回以上	管理課
7	職場体験学習の実施	年１回以上	管理課
9	家庭教育だよりの作成・配付	年５回以上	生涯学習課
11	市民を対象にした男女共同参画に関する講座・講演会の実施	年１回以上	地域づくり課

市民の声～市民意識調査より～

◆男の人も女の人もお互いを尊重し合うことが大切であると思います。ひとりの人として大切に生かされていることへの感謝がもてるような社会になってほしいです。子供たちもお互いを尊重し理解しあえるような教育や過程が必要です。社会の仕組みも変えていく時期だと思います。【60 歳代女性】

◆義務教育からの社会教育、高等教育での意識改革を時間がかかっても確実に実施し、社会全体の意識を変えていくしかないと考えます。【60 歳代男性】

◆固定観念がしみついた大人になってからでは遅いです。とにかく学校教育レベル、この時期から変えていかなければ雨後のタケノコのように次から次へと変わらない考えの市民がうまれてくるので、元から変えなければならないと思います。【50 歳代男性】

（３）政策・方針決定過程における男女共同参画の促進

【現状と課題】

男女共同参画社会の実現には、男女がともに対等な立場で、政治・経済・家庭・地域等のあらゆる分野への意思決定過程の場に参画することが重要です。市民意識調査では、女性が指導的立場に立つことについて、「よいと思う」と答えた割合が約７割となっているものの、意思決定過程の場への女性の参画はなかなか進んでいないのが現状です。

特に、政治分野への女性の参画は、諸外国に比べて、とても低い割合となっており、本市における市議会における女性割合も、平成２６年度までは、全国や千葉県内の市議会の平均値よりも高い状態でしたが、平成２７年度に行われた市議会議員選挙後からは、千葉県内の市議会の平均値よりも低くなっています。

また、市議会と並び市の重要な政策などについて審議する審議会等における女性委員の占める割合も、年々上昇しているものの２割台にとどまっており、県内市町村の平均を下回る状況となっています。

男女問わず、誰にとっても暮らしやすい社会の実現のために、女性の意見等が十分に市の施策等に反映できるよう、市議会や各種審議会等をはじめとした政策・方針決定過程における女性の参画を積極的に促進することが必要です。

［政治分野における女性議員の割合の推移］　単位：%

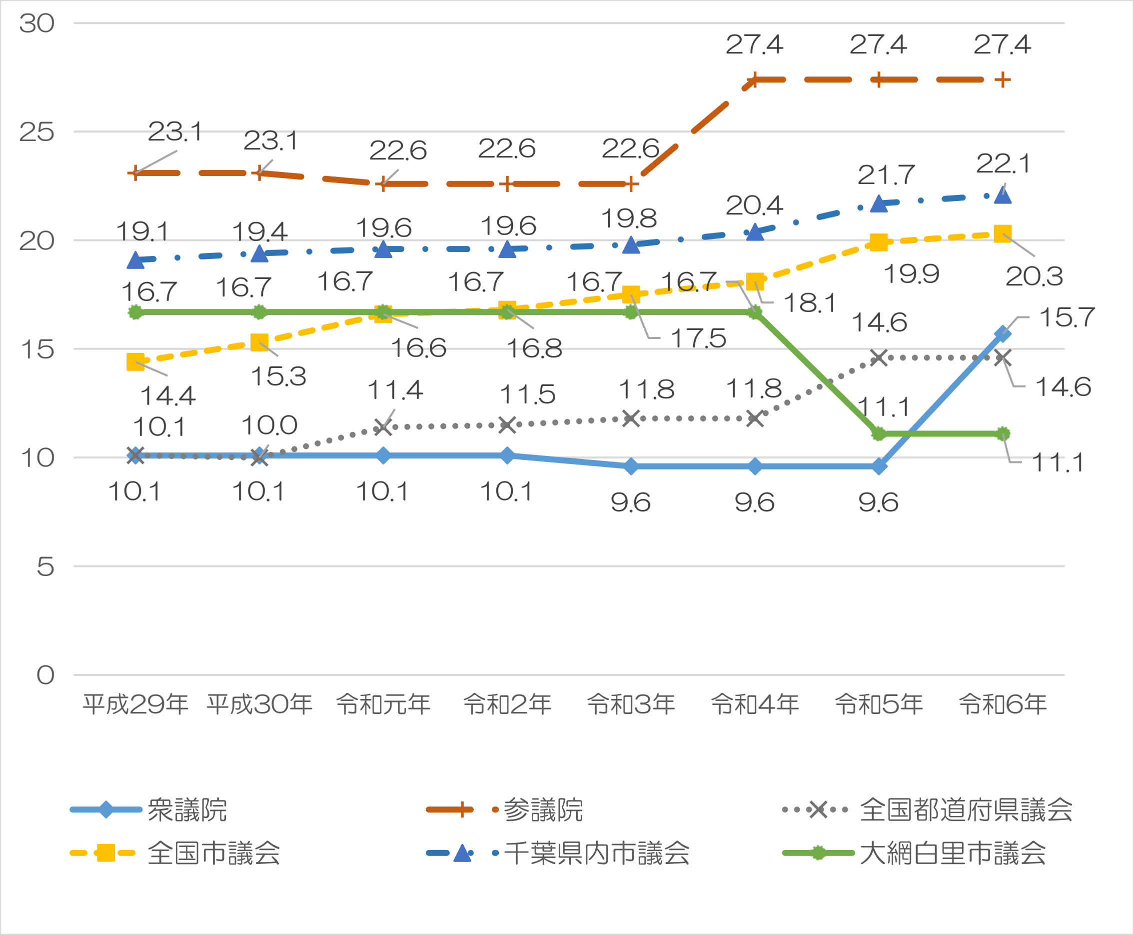

資料：総務省「地方公共団体の議会の議員及び長の所属党派別人員調」ほか

［審議会等における女性委員割合の推移］　単位：%

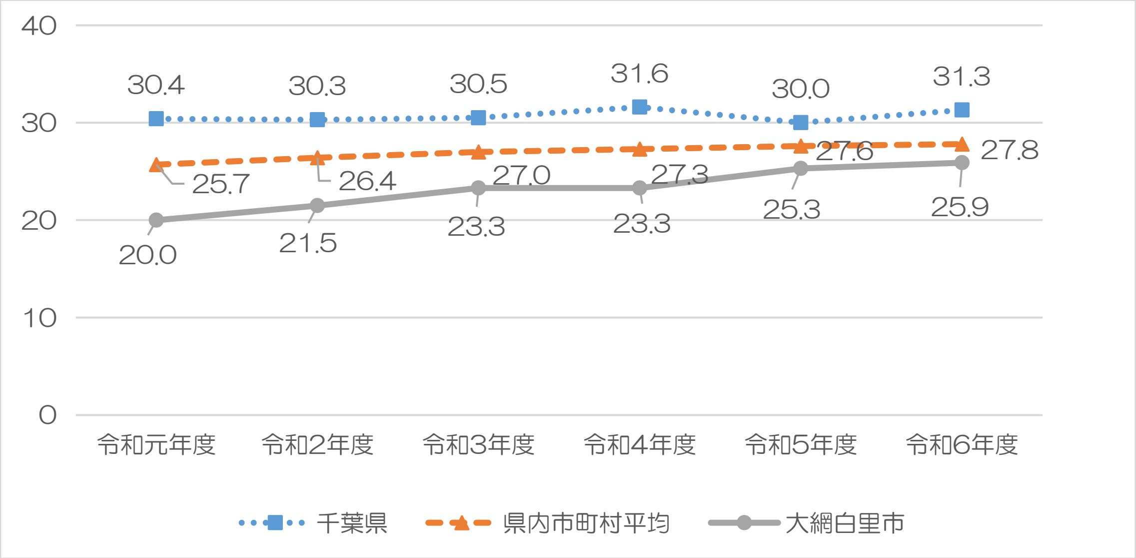

資料：内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」

［指導的地位に占める女性の割合が増えることについて］　単位：％

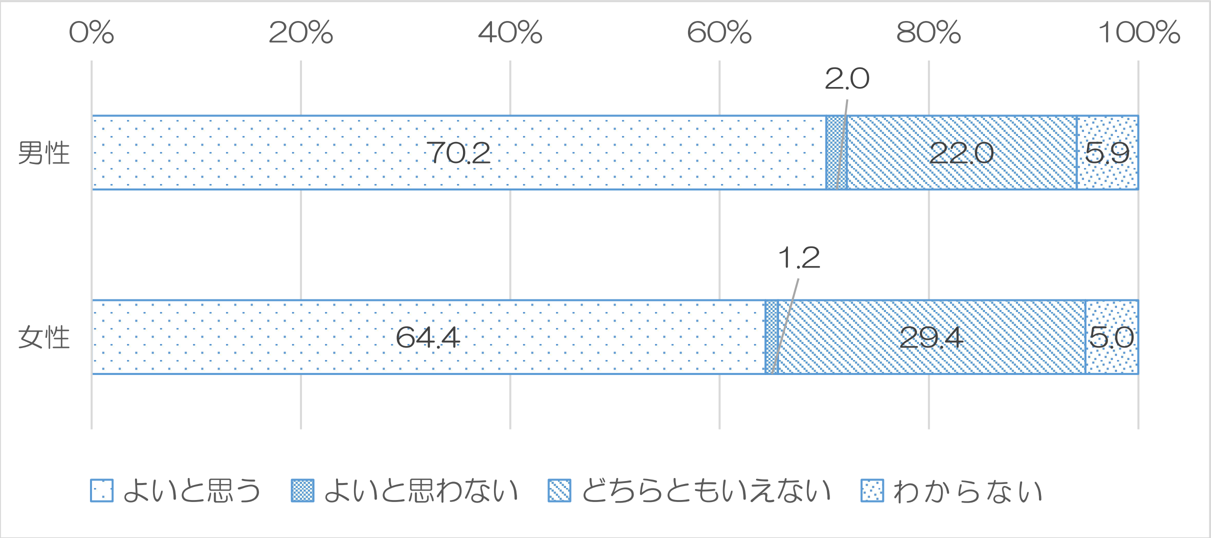

資料：令和６年度市民意識調査

［政策決定の場への女性の参画増加によって期待すること］　単位：％

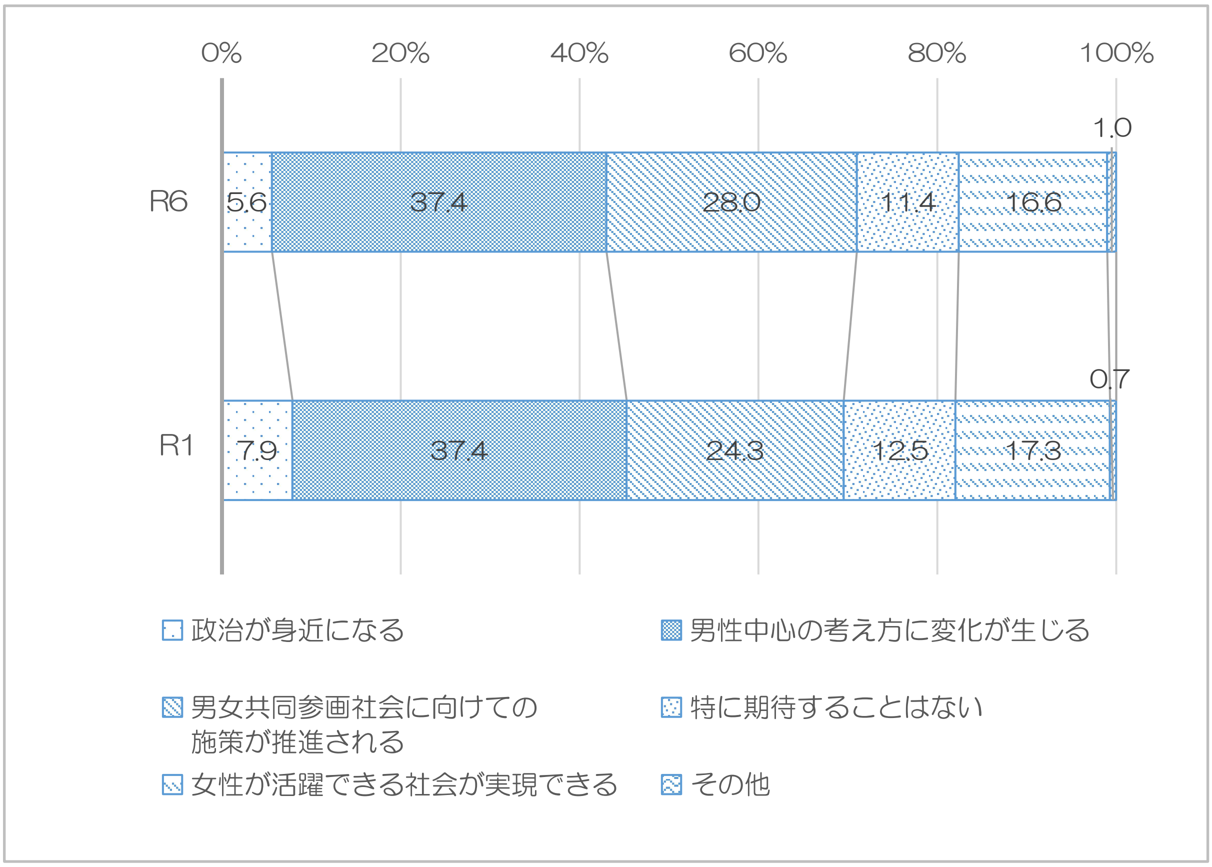

資料：市民意識調査（比較）

【施策の方向】

① 各種審議会等への女性の参画促進

事業番号	事業内容	担当課
12	女性の意見や視点を市政により一層反映させるため、各種審議会・委員会等への女性の積極的登用に努めます。	関係各課

② 事業所、団体等における方針決定過程への女性の参画促進

事業番号	事業内容	担当課
13	広報紙、ホームページ等を利用し、事業所・団体における女性の参画拡大についての周知・啓発を図ります。	商工観光課 地域づくり課
14	「男女雇用機会均等月間」に合わせ、商工会などの関係機関を通して、男女雇用機会均等にかかる法制度の周知を図るとともに、事業所・団体が進めるポジティブ・アクション（積極的改善措置）（※２）について、啓発を図ります。	商工観光課 地域づくり課

③ 市役所における管理職等への女性の登用促進

事業番号	事業内容	担当課
15	職員の意欲、能力等を考慮し、適材適所を基本に、男女の区別なく職域拡大を図るとともに女性の登用を進めます。	総務課
16	女性職員の積極的な育成と能力の活用を図るため、職員研修の充実と能力開発のための研修への参加機会の確保・拡大を図ります。	総務課

※2　ポジティブ・アクション（積極的改善措置）
　男女が社会のあらゆる分野における活動に参画する機会にかかる男女間の格差を改善するため、必要な範囲内で、男女のいずれか一方に対し、その機会を積極的に提供すること。

【指標】

事業番号	指標名	指標	担当課
12	審議会等における女性委員の割合	40%	関係各課
15	課長相当職に占める女性の割合（市職員）	10%	総務課
	副課長相当職に占める女性の割合（市職員）	30%	総務課
	班長相当職に占める女性の割合（市職員）	40%	総務課
16	女性職員の能力開発のための研修への参加人数	延べ年間５人以上	総務課

市民の声～市民意識調査より～

◆日本語として存在するので仕方ないとは思いますが、そもそも男女という単語自体に優劣を感じます。例えば市長が女性になれば解決するということでもなく、古い考え方に捕われないような人物が上に立てば、自ずと平等な社会になるのだと思います。【30 歳代女性】

◆男女と言っても対立するものではありませんが、リーダーや役割については、男女ともに相手を思いやり、助け合う土壌が必要になると思います。まずは、そういう土壌を、学校教育としてではなく地方公共団体として検討、実践していくべきだと思います。【70 歳以上男性】

◆組織の男女の構成比を出来るだけ同じくすること、まずはここから始めることが一番だと思います。男性と女性と考え方が違うのは当たり前、だからこそ理解し協力することで、より良いアイデアが生まれてくるのでしょう。【60 歳代女性】

基本目標Ⅱ　家庭からはじまる男女共同参画への意識づくり

（１）男女がともに支え合う家事・子育て・介護等の支援

【現状と課題】

核家族化や共働き世帯の増加に伴い、家庭においては、大人も子どもも誰もが家族の一員であることを自覚し、家族がともに協力して家事・子育て・介護等を分担して行っていく必要があります。令和６年度に実施した市民意識調査では、家庭における役割分担の設問について、令和元年調査と比較してほぼ全ての項目で「家族で分担」とした割合が増加しており、時代とともに家事を家族で分担するというライフスタイルに変化してきていることがうかがえます。しかしながら、最新の調査においても、「食事の支度」、「洗濯」等家庭における役割の大半を女性が担っている状況に変化はありません。

このことから、女性が中心的な役割を担ってきた家事・子育て・介護等を男性も積極的に行えるよう促し、男女が協力しながら家事・子育て・介護等を担えるよう、学習・交流等の機会を提供することが必要となっています。

【施策の方向】

① 子育て、介護における男女共同参画の推進

事業番号	事業内容	担当課
17	マタニティ教室へカップルでの参加を促すなど、出生前から家族が協力して子育てができるよう支援します。	健康増進課
18	介護等についての基礎知識と介護制度について理解を深めるため、出前講座を開催します。	高齢者支援課
19	市男性職員が家事・子育て・介護等に参加しやすいよう、休暇制度の周知・活用を図ります。	総務課

② 男性の生活技術習得の推進

事業番号	事業内容	担当課
20	料理教室など、楽しみながら生活技術を習得できるよう、講座や教室の充実を図ります。	健康増進課 生涯学習課
21	男性の料理などの家事への参画促進のための啓発を行います。	地域づくり課 健康増進課

【指標】

事業番号	指標名	指標	担当課
17	マタニティ教室にカップルで参加する割合	80％以上	健康増進課
21	男性の家事に関する啓発	年１回	地域づくり課

［家庭における役割分担］　単位：％

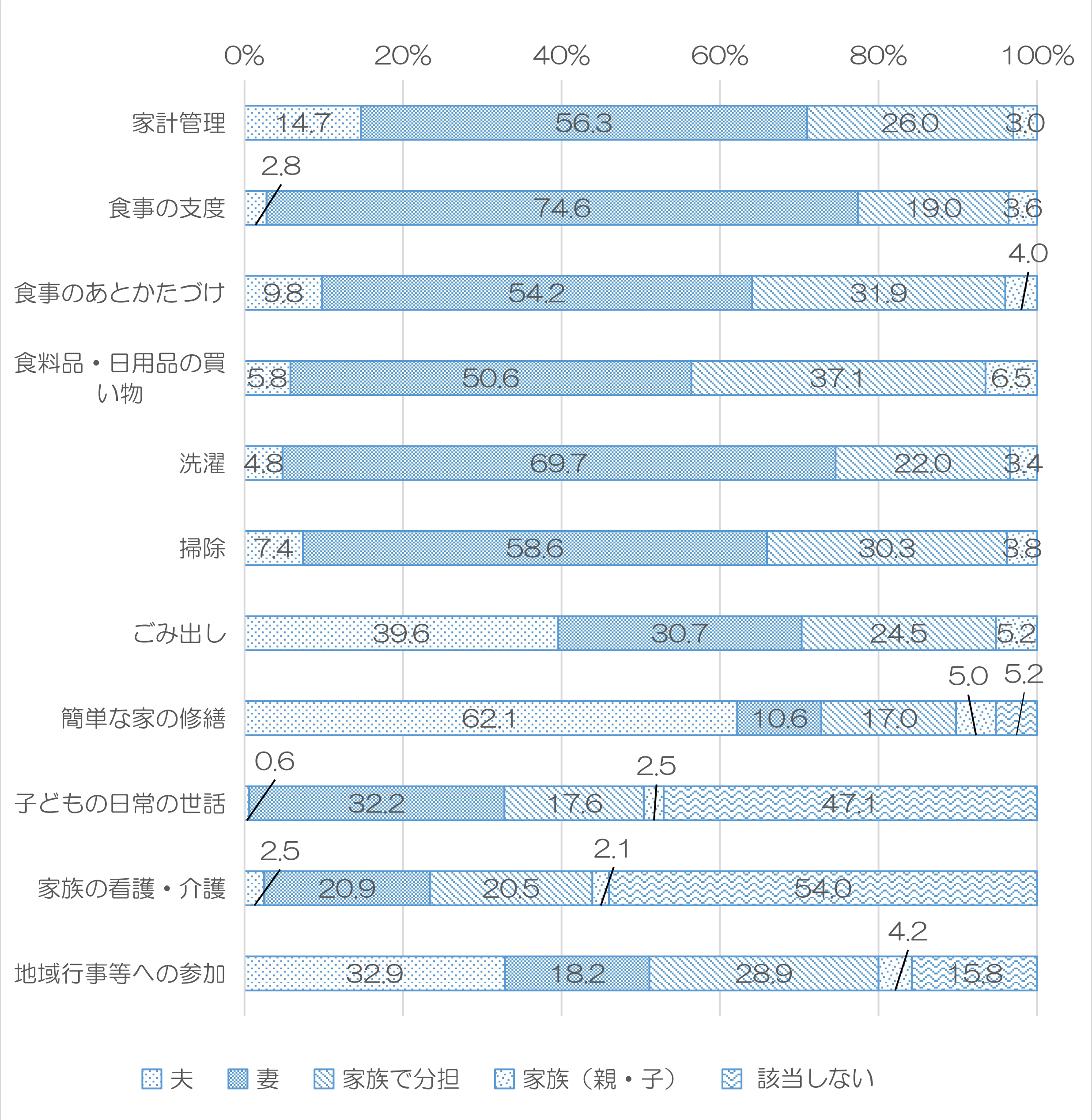

資料：令和６年度市民意識調査

市民の声～市民意識調査より～

◆家庭生活におけるスキルが主人にはなく、家事育児が負担となり、出産後の仕事はパートにしてきました。男の人が家事や育児に参加することが当たり前の社会ならば、正社員でバリバリ働く女の人も多くなると思います。継続して正社員で働けばリーダーになる女性の方も増えるだろうと思っています。【50 歳代女性】

◆男女共同参画社会に向けて制度や法律は増えているものの、実際の運用や意識改革は未だ不十分であると感じます。特に、都心に比べて田舎は家事育児は女性がやるものという考えが未だに定着しており、親族の会合などでも女性が料理を作り男性はお酒を飲みながら食べているような状況は少なくないと感じます。一方で、若い世代は男性の家事育児参加は増えつつあります。身体的特徴を踏まえれば、男女が全く平等になることは困難であると思いますが、若者の家庭における男性の家事参加を年配者が妨げるような発言を控えることが重要ではないでしょうか。また、男性の家事能力を上げるための取り組みイベント(料理教室、洗濯講座、育児講座等)を検討するのも良いと思います。【30 歳代女性】

◆男性が仕事と同じように家事に対する考え方を変えていく事が必要だと思います。女性の家事を手伝うのではなくやるのが当たり前という考え方がまず大事ではないでしょうか。【70 歳以上女性】

基本目標Ⅲ　男女がともに個性と能力を発揮できる職場・労働環境づくり

（１）男女がともに能力を生かせる職場づくりの促進

【現状と課題】

男女雇用機会均等法、育児・介護休業法等の法律が整備されてきたことにより、制度上の男女の均等は実現されてきましたが、依然として、賃金、雇用条件、就業環境等において男女の格差がみられます。雇用の場での男女の格差は、女性の働く意欲や能力が十分に発揮されないだけでなく、雇用形態によっては、女性の貧困の一因にもなっています。また、男女格差があることにより、男性が仕事上での成功や安定した収入といった一方的な理想の男性像を期待され、その達成のために望まない長時間労働を強いられ健康を害したり、子育てや私生活に支障が生じてしまうことがあります。

市民意識調査で、「女性が仕事をもち続けるうえで障害となっているもの」について質問したところ、「長く働き続けられるような職場の条件や制度が不十分なこと」、「職場での結婚や出産、育児を支援する制度や雇用主の理解が不十分なこと」、「保育施設や保育制度が不十分なこと」等、雇用する側に期待する項目の割合が半数を超えています。

農業や商工業等の自営業においても、女性は重要な担い手となっていることから、その能力や労力が適正に評価される環境づくりが必要です。また、産業の振興や６次産業化の進展などには、女性の果たす役割が大きくなってきていることから、女性が対等なパートナーとして経営に参画できるようにするための取組が必要となっています。

このことから、あらゆる労働の場において、制度上の男女平等が確保されるだけでなく、均等な機会が与えられ、働く意欲や能力が十分に発揮でき、その能力や結果が正当に評価される環境づくりが求められています。

［職場での男女の地位］　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　単位：%

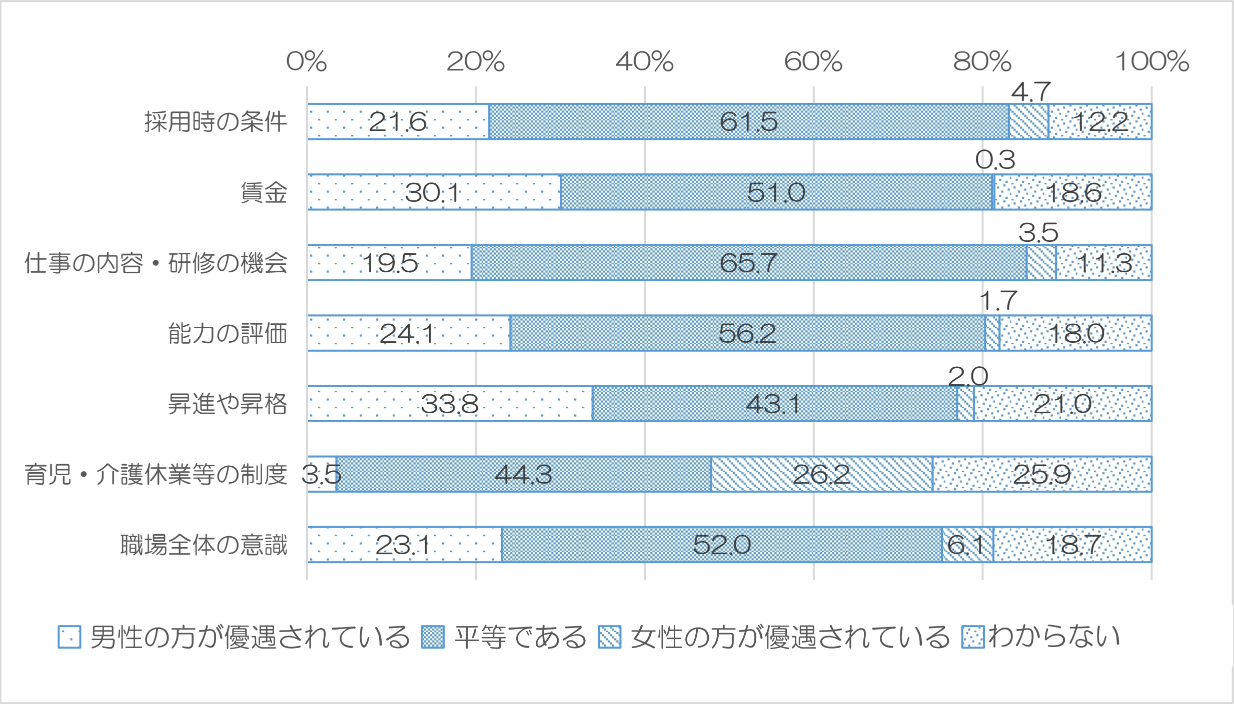

資料：令和６年度市民意識調査

［仕事を持ち続けるうえで、障害となっているもの］

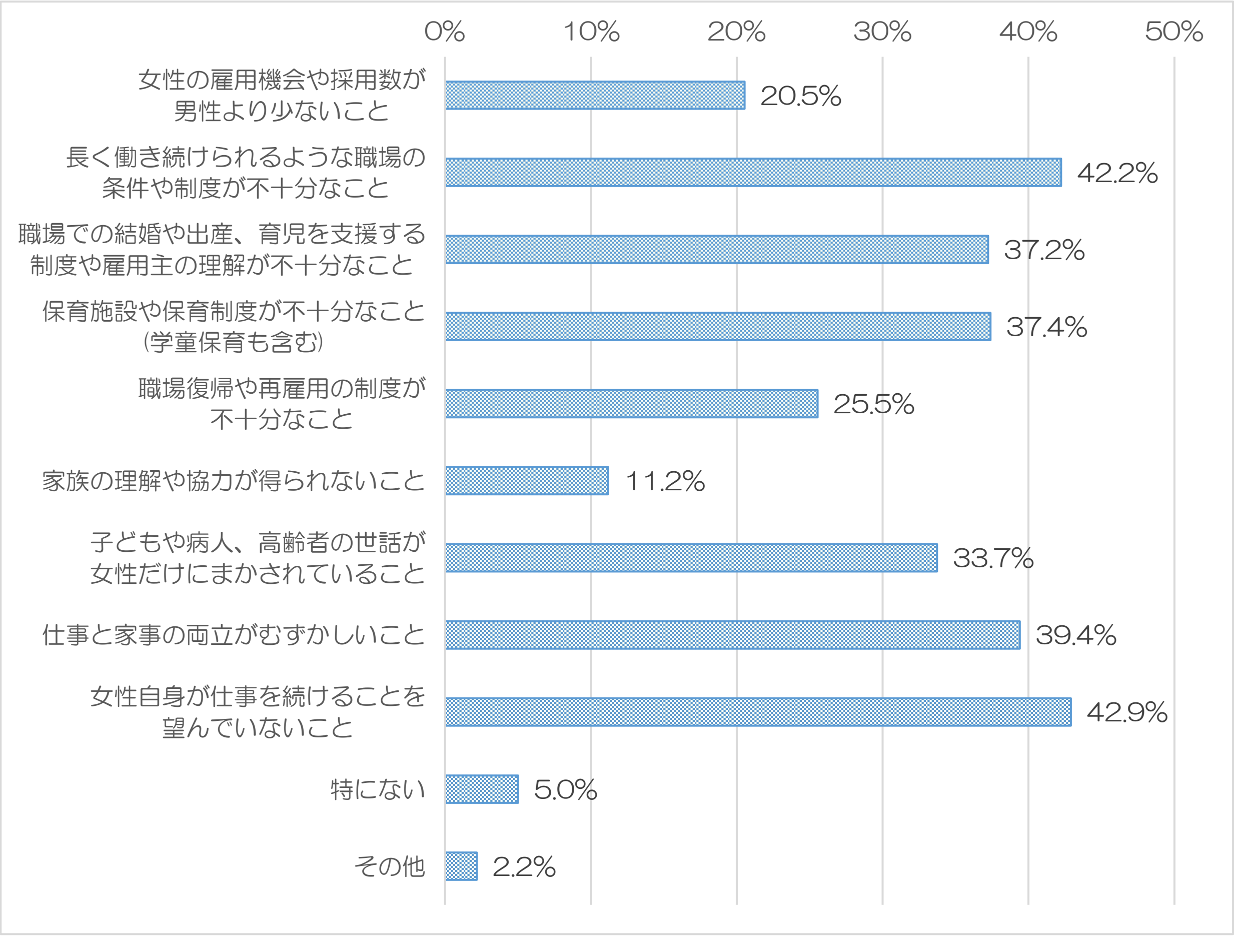

資料：令和６年度市民意識調査

［家族経営協定（※３）の締結数］　単位：件

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
大網白里市	25	22	24	25	27
千葉県内	2,039	2,075	2,133	2,211	2,256

資料：農業振興課、千葉県男女共同参画白書

※3　家族経営協定
　農林漁業経営を担っている家族全員が、意欲とやりがいを持って参画できる魅力ある経営を目指して、経営方針や役割分担、報酬・休日等の就業条件などについて話し合い、取り決めたルールを文書で結ぶもの。

【施策の方向】

① 職場における男女の均等な機会・待遇の確保と女性の就業継続支援

事業番号	事業内容	担当課
22	職場において男女の均等な雇用機会と待遇を確保するため、男女雇用機会均等法や制度の周知を図ります。	商工観光課
23	職場における男女の均等な機会・待遇の確保や女性の就業継続支援に関する研修やセミナーの情報を事業所に提供するとともに、参加の促進を図ります。	商工観光課
24	職場において、女性が働きやすい環境を確保するため、セクシャル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント等の防止に関する啓発を図ります。	商工観光課

② 農業、商工業等自営業における男女共同参画の促進

事業番号	事業内容	担当課
25	家族経営協定の締結を促進します。	農業振興課
26	女性の認定農業者の増加を目指します。	農業振興課

③ 女性の起業や再就職の支援

事業番号	事業内容	担当課
27	県男女共同参画センターなどで開催する女性の職業能力開発講座などを周知し、参加を促進します。	商工観光課 地域づくり課
28	ジョブサポートセンターなどと連携し、就職支援の情報を提供します。	商工観光課

【指標】

事業番号	指標名	指標	担当課
25	家族経営協定の新規締結数	５件以上	農業振興課
26	女性の新規認定農業者	５人以上	農業振興課

市民の声～市民意識調査より～

◆無理強いをせず、社会に貢献していきたい女性がいるのなら、周辺が理解するよう努めることと、サポートを充実させることが必要です。男性も社会の変化に対し、意識をアップデートしていかなければならないと思います。【40 歳代男性】

◆男女の区切りに拘らず、同じ人間として、それぞれの適正に合った仕事や役割を持てるまちづくりをしたいです。役割を頭から決めてかかる人が多すぎると思います。得意なことを得意だと言って受け入れてくれる社会になってほしいです。
【40 歳代女性】

◆男女にかかわらず、個性や能力により採用、不採用を決めることが求められています。難しい問題だと思います。【50 歳代男性】

◆行政組織（教育関係も含む）で、管理職を希望しない女性が未だ多いということを耳にします。その理由を当事者等に聞き取り、改善に向けた対策や取り組みを考えていただくとよいのではないでしょうか。男女双方の意見を生かした社会が求められていると思います。【70 歳以上女性】

（２）仕事と家事・子育て・介護等の両立の推進

【現状と課題】

男女がともに、やりがいや充実感を感じながら仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活等においてもライフスタイルに応じた多様な生き方を選択・実現していくことで、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和（※４））が実現します。しかし、依然として、仕事中心の生き方や長時間労働、固定的な性別役割分担意識が根強く、ワーク・ライフ・バランスの実現には、社会全体の意識改革が必要となっています。特に、女性は結婚や出産・子育て期に離職する傾向にあり、年々緩やかになってきてはいるものの女性の就業率はＭ字カーブ（※５）を描いています。市民意識調査では、女性の働き方についての質問で「結婚や出産等にかかわらず、ずっと仕事をもつ」とした割合がこの数年で増加しているものの、依然として「子育て・介護の時期だけ一時期仕事を離れる」という働き方を望ましいと考えている割合が高くなっています。その一因としては、女性が家庭内の大半の家事、子育て、介護等の役割を担っており、家庭生活での女性の負担が大きいことが挙げられます。

また、市民意識調査において「仕事と家庭の両立に必要な環境」について質問したところ、「保育サービスや学童保育の充実」が最も高く、次いで、「仕事と家庭を両立していくことに対する家族や周囲の理解と協力」、「育児・介護休業制度の定着促進」、「在宅勤務、フレックス制、育児短時間勤務制度の充実」の割合が高くなっています。

一方で、令和６年度に実施した「男女共同参画に関する事業所意識調査」（以下「事業所意識調査」という。）において、ワーク・ライフ・バランスの取り組み状況について質問したところ、前回調査と比較して全ての取り組みについて実施していると回答した割合が大幅に増加していることから、事業所において着実に取り組みが進んでいることが窺えます。

引き続き、多くの事業所において各種の取り組みが実施されるよう、子育てや介護をしながら働く人たちが安心して仕事と子育て、介護が両立できる環境を整えていくことが必要となっています。

※4　ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）

家庭等の個人生活と調和のとれた働き方。1980 年代のアメリカで、主に女性社員の仕事と家事・育児等との両立を支援する取り組みから始まったが、1990 年代に入り、生産性の向上、優秀な人材の確保という観点から、年齢・性別・家族の有無などを問わず、広く全体を対象として取り組まれるようになった。

※5　M字カーブ

日本の女性の労働力人口比率を年齢階級別にグラフ化したとき、30 歳代を谷とし、20 歳代後半と 40 歳代後半が山になることをいう。アルファベットのMを描く原因は、出産・子育て期に離職する女性が多く、子育てが一段落すると再び就労するという特徴があるためである。国際的には台形型に近くなっている国が多い。

［女性の年齢階級別就業率の推移（令和２年）］　　単位：％

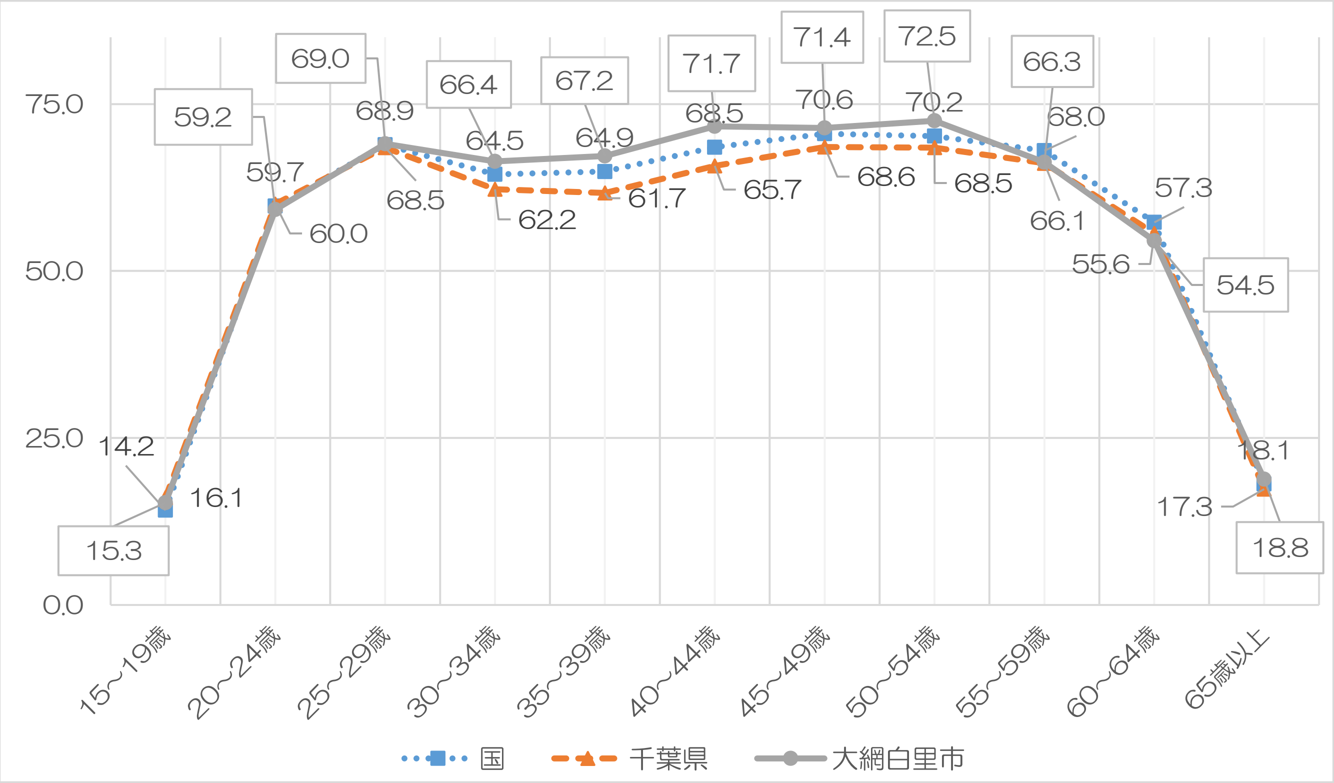

資料：国勢調査

［望ましい女性の働き方］

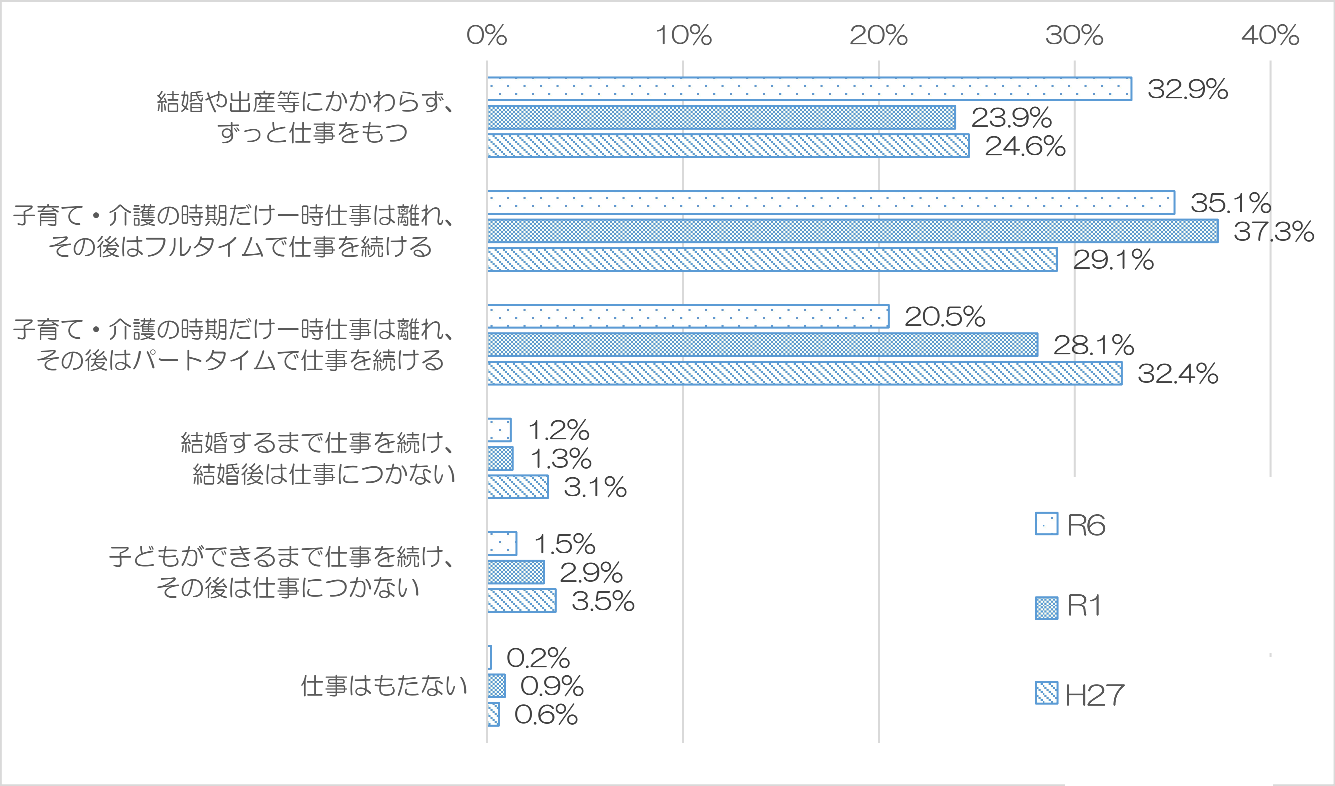

資料：市民意識調査（比較）

［仕事と家庭の両立のために必要な環境］

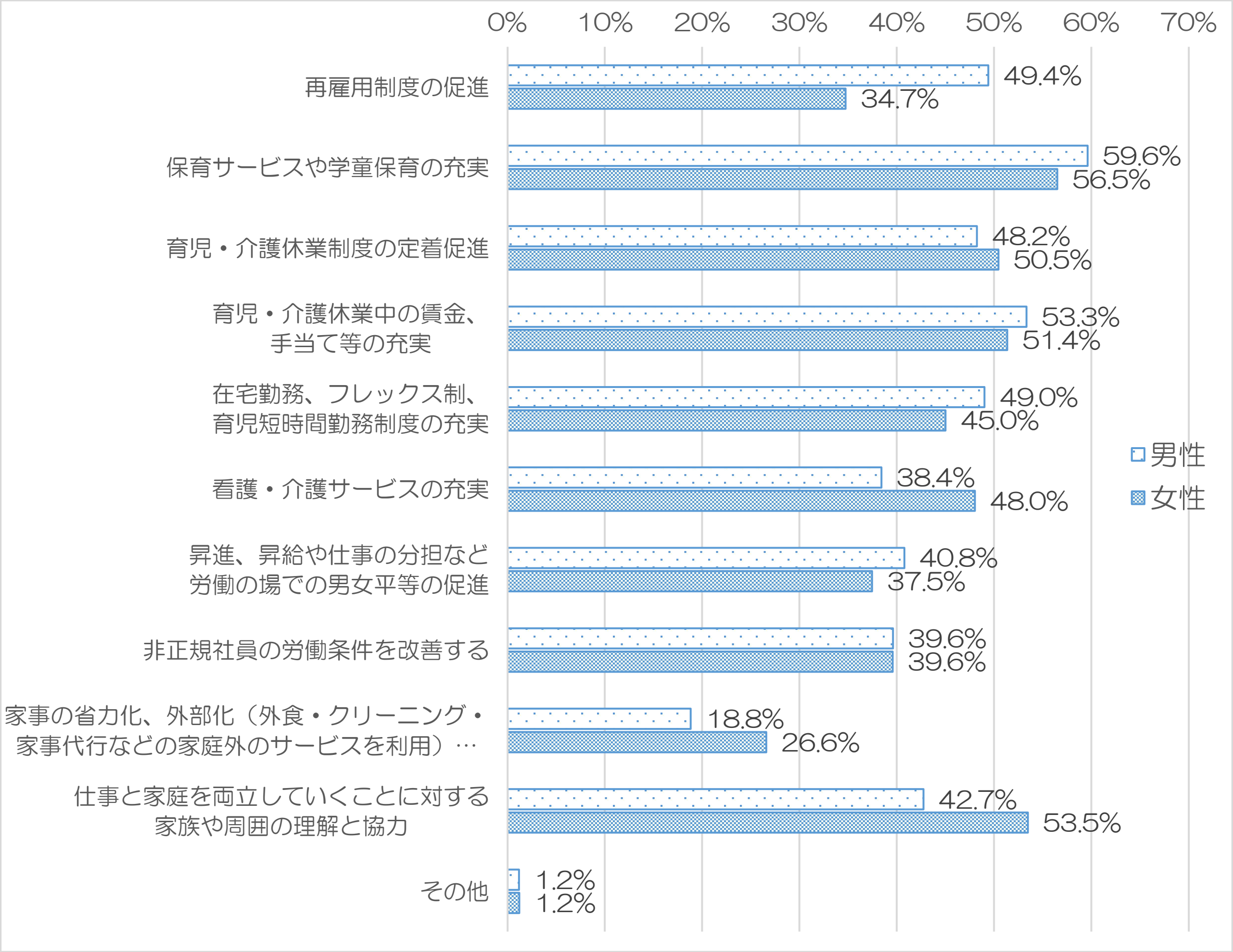

資料：令和６年度市民意識調査

［男性の家事・育児・介護等への参加を促すために必要だと思うこと］

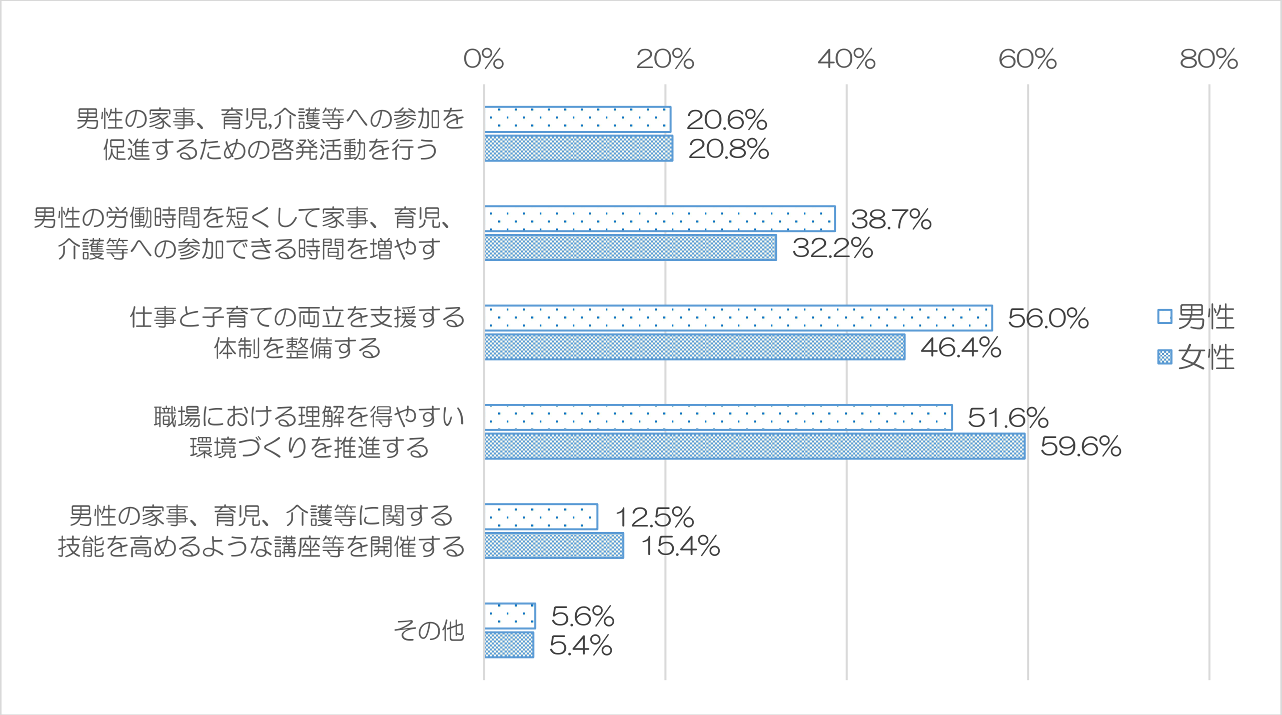

資料：令和６年度市民意識調査

［ワーク・ライフ・バランスの取組み状況について］

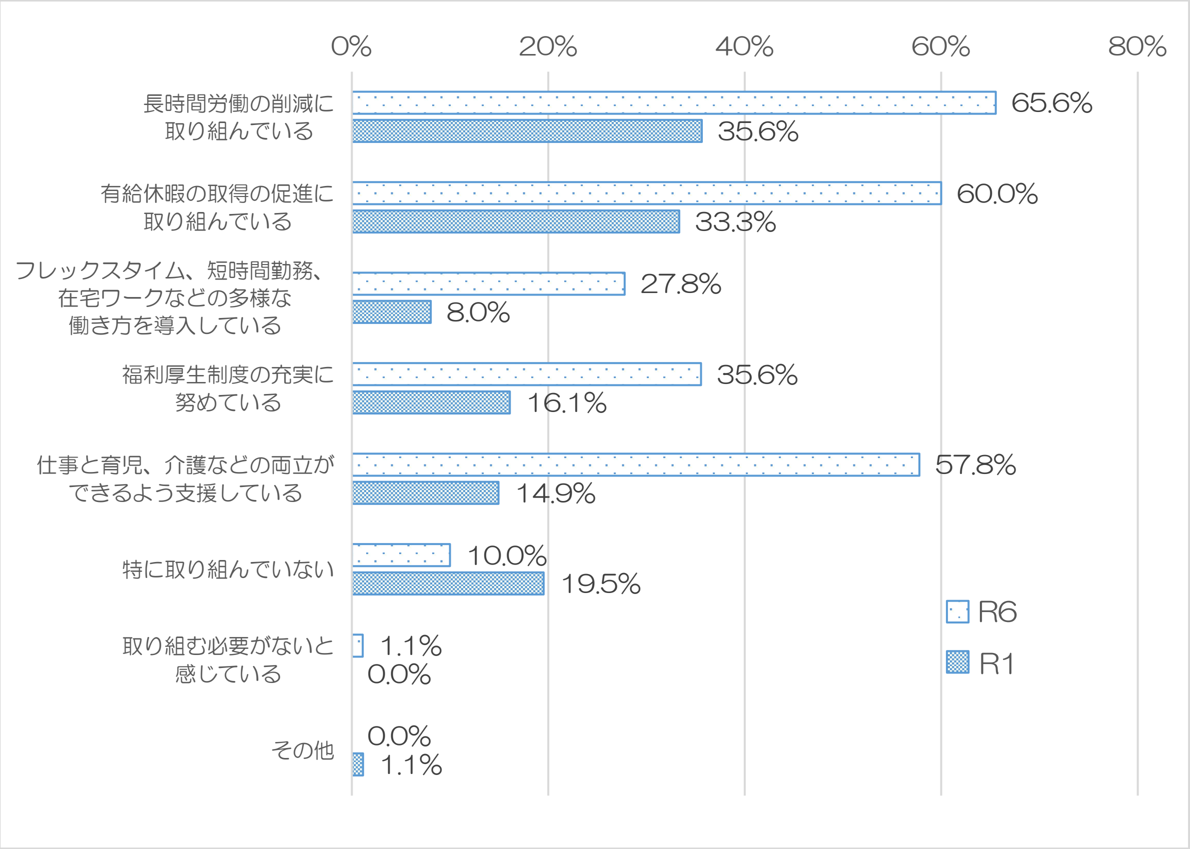

資料：事業所意識調査（比較）

［有給休暇・育児休業・介護休業のとりやすさ］　単位：％

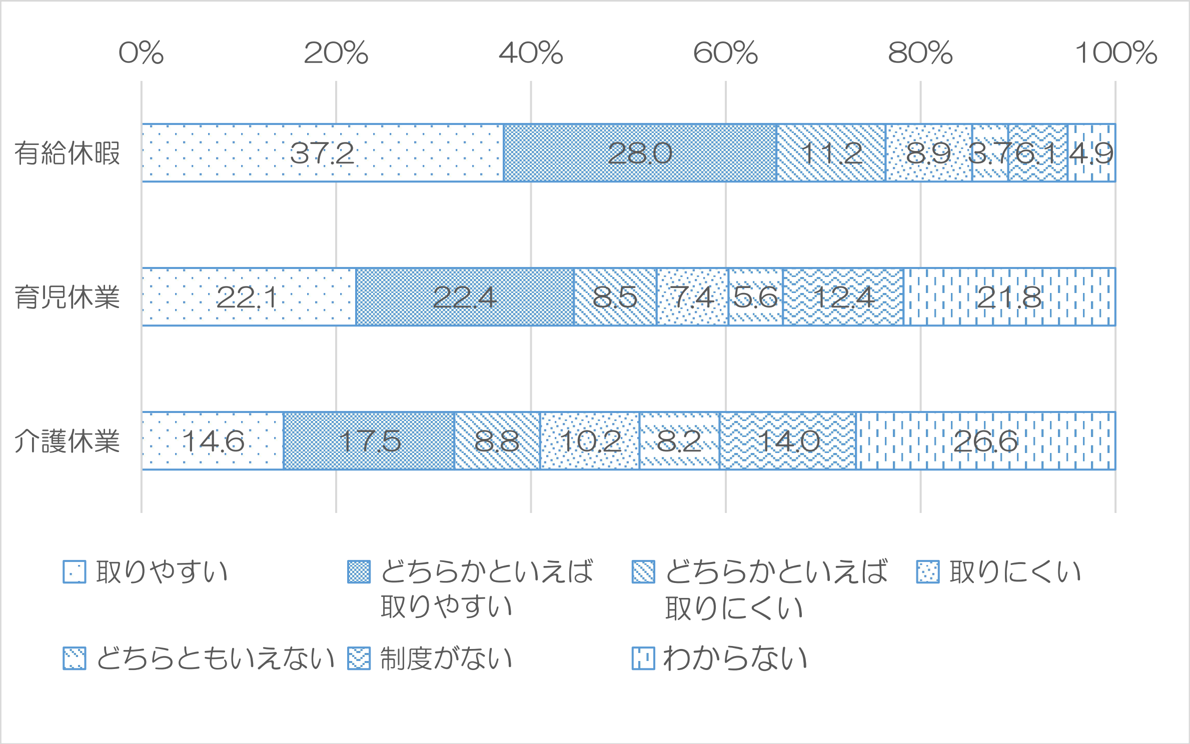

資料：令和６年度市民意識調査

［多様な働き方の状況］　　　　　　　　　　　　　　　　　単位：％

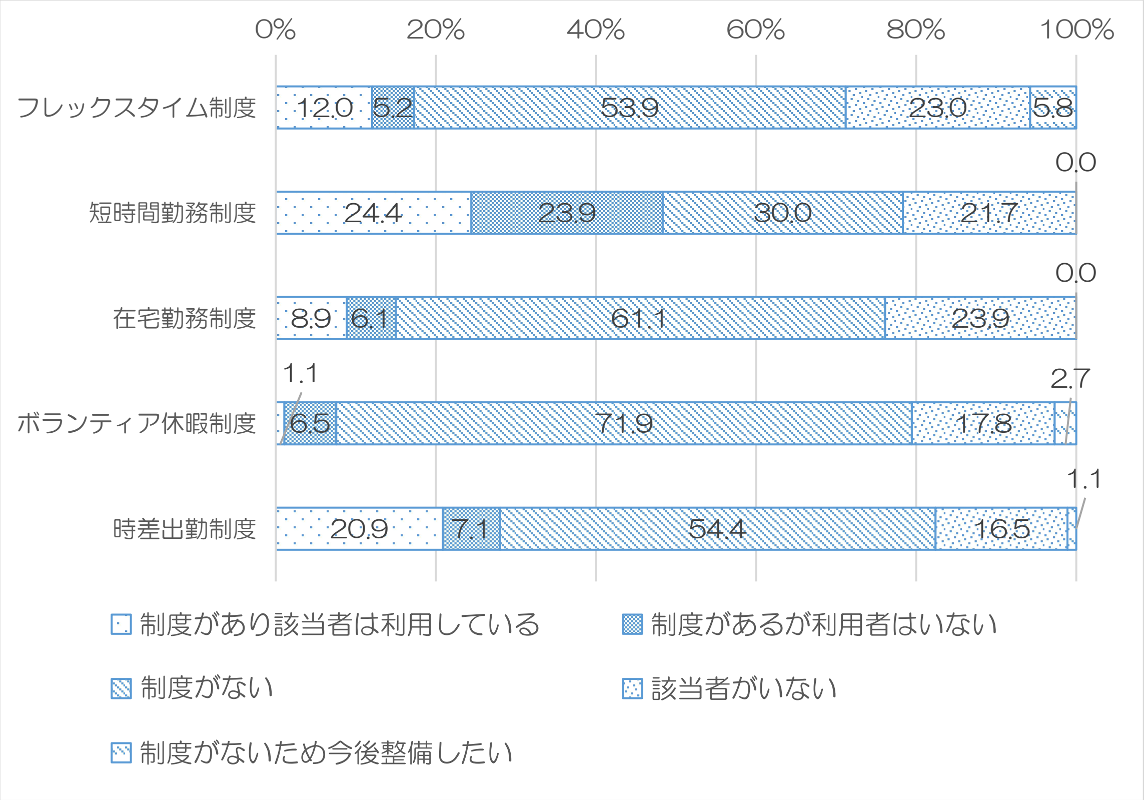

資料：令和６年度事業所意識調査

【施策の方向】

① ワーク・ライフ・バランスの意識定着と環境整備

事業番号	事業内容	担当課
29	事業所へのワーク・ライフ・バランス意識の普及、啓発に努め、育児・介護休業取得促進や短時間勤務制度等、多様な働き方が可能となる制度の導入促進を図ります。	商工観光課
30	市職員一人ひとりがワーク・ライフ・バランス意識を持って職務に当たることができるよう、積極的な働きかけや情報提供を行います。	総務課
31	【新規】 市内事業者などのＳＤＧｓ達成に向けた取組を促進し、ジェンダー平等の実現に努めます。	企画政策課

② 子育て支援

事業番号	事業内容	担当課
32	子育てにかかる様々なサービスや助成制度等、子育て支援に関するわかりやすい情報提供と周知のため、子育てサポートブックの発行を行います。	子育て支援課
33	保護者が安心して子育てをしながら仕事を続けられるよう、多様な保育制度の充実を図ります。	子育て支援課 管理課
34	子育てや保育制度について気軽に相談できる窓口を整え、子育てに関する情報などを提供します。	子育て支援課 健康増進課
35	放課後に適切な遊びや活動拠点を与えられるよう、学童保育、放課後子ども教室等の居場所づくりをします。	子育て支援課 生涯学習課
36	子育て世帯に対する助成や各種手当等の経済的支援を行います。	子育て支援課

③ 高齢者、障がい者への介護支援

事業番号	事業内容	担当課
37	高齢者、障がい者等の相談に応じ、必要な助言を行います。	高齢者支援課 社会福祉課
38	介護等についての基礎知識と介護制度について理解を深めるため、介護サービスの情報を提供します。	高齢者支援課
39	介護予防や介護者の健康づくり、介護制度への理解を深めるため、出前講座を実施します。	高齢者支援課

【指標】

事業番号	指標名	指標	担当課
29	男性の育児休業等取得率（市職員）	85%	総務課
	配偶者出産休暇取得率（市職員）	100%	総務課
33	待機児童の解消	0人	子育て支援課
	乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の実施	3カ所以上	子育て支援課
35	学童保育の受入学年	全学年	子育て支援課

市民の声～市民意識調査より～

◆男女共同参画社会は、これからの少子化社会で必要になってきます。家庭での女性の家事負担を軽減し、その分、社会的活動できるようにしていく事は重要になっていくと思います。過去に妻が酒屋さんで３年程パートとして働いていましたが、重い荷物を運ぶような仕事もあり、手首を痛めて仕事を辞めたということがありました。重い荷物はたとえお客さんであっても持っていただくことや、会社側も骨格等の男女の違いに配慮し、荷物によって仕事を変えるなどの対応が必要かと思います。【70 歳以上男性】

◆少子高齢化が急激に進み、人口がどんどん減っています。出産後も子育てしながら男女共に気兼ねなく、子供が病気になったときなどにお休みをとれる社会だといいです。昔と比べずいぶんと変わりました。男性も育児にどんどん参加している様子。良い方向に向かっています。【60 歳代女性】

◆私はインターネットを使用して仕事をしていて、皆がそうできれば育児にも有利になると思います。しかし、白里地区にはスーパーがなくリモートワークで暮らすには不便なので、スーパーやホームセンターを作れば男女共同参画社会の実現に近づくと思います。【30 歳代 その他】

（１）地域における男女共同参画の促進と地域環境の整備

【現状と課題】

ボランティア、趣味・学習のサークル等では、比較的男女がともに対等な立場での活動が行われています。一方、区・自治会などの地域活動では、男性が一家の代表として参加している家庭が多く、市民意識調査の結果でも、３割以上の家庭において「地域行事への参加」は夫が担っていると回答しています。また、女性が自治会長となっている割合も、千葉県平均とほぼ同割合ではあるものの、７％前後を推移しており、かなり低い割合となっています。地域活動においては、主要な役員には男性が就いている一方で、女性が行事や会議に参加することも多くなっており、地域における意思決定の場への女性の参加が課題となっています。

女性のリーダーが少ない要因として、市民意識調査では「家事・育児に忙しく仕事や地域活動に専念できないから」が最も高く、「男性がリーダーとなることが社会慣行だから」が続いており、女性が地域活動で活躍するためには、家事・子育てへの負担軽減とともに、男性中心という社会的な慣行を改めていくことが必要となっています。

［自治会長に占める女性の割合（大網白里市・県内市町村）］　単位：％

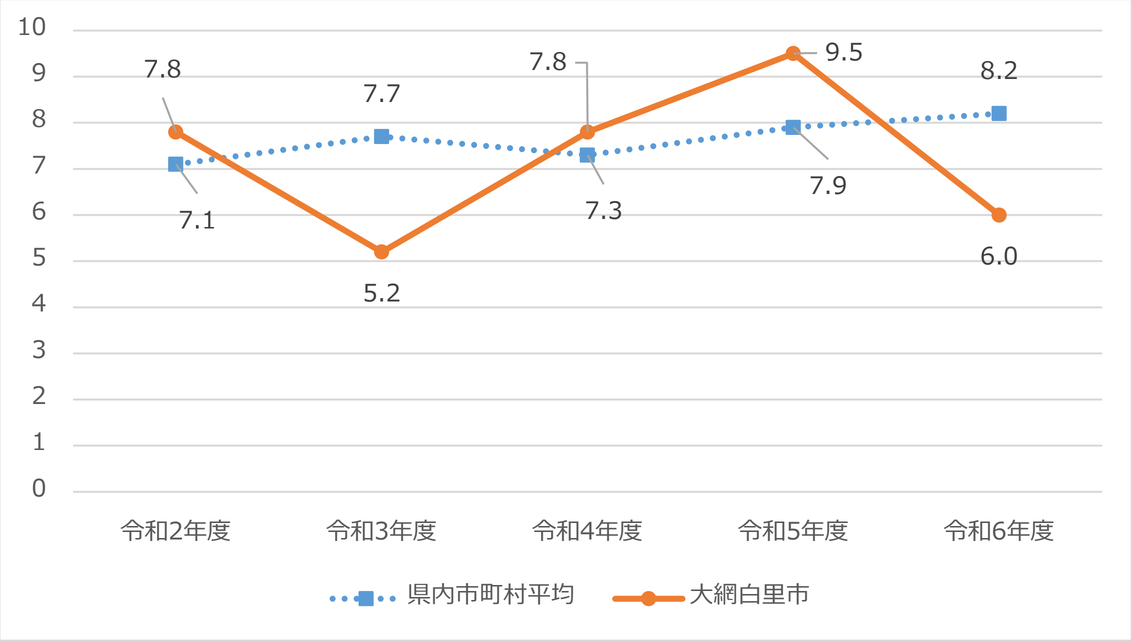

資料：内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」

［女性リーダーが少ない要因］

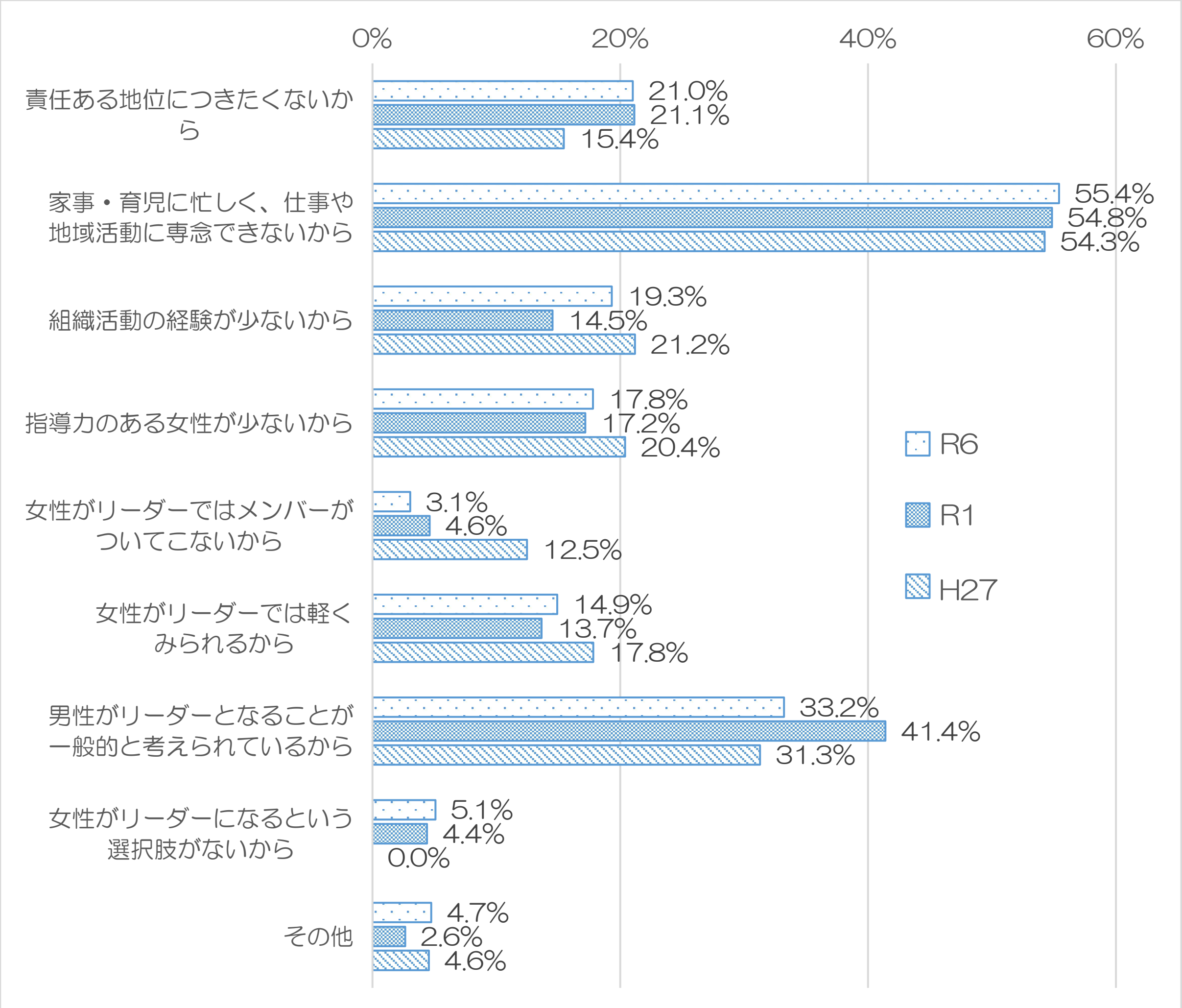

資料：市民意識調査（比較）

【施策の方向】

① 地域における慣習、慣行の見直しの啓発

事業番号	事業内容	担当課
40	区・自治会等に男女共同参画に関する理解を深めるための広報などを行い、地域の中に根強く残る男女不平等な習慣・慣行等の洗い出しと見直しに向けて、意識啓発を図ります。	地域づくり課

② 地域活動における女性の参画促進

事業番号	事業内容	担当課
41	男女共同参画に取り組む市民団体の自主的学習活動やサークル活動等を支援します。	地域づくり課
42	区・自治会活動などの地域活動や各種ボランティア活動における男女共同参画を促進します。	地域づくり課

市民の声～市民意識調査より～

◆「男女共同参画社会」を実現していくまちづくりについて、今、自分が具体的にどう役に立てるかイメージができていないのですが、なにかの行事で手伝えることがあれば、協力したいと思います。性別関係なく参加して協力しあえればいいと思います。【50 歳代女性】

◆年齢、男女関係なく若い頃からコミュニティに参加し、教えてもらいながら（改革しながら）受け入れ、いいまちづくりを希望します。【60 歳代男性】

（２）防災における男女共同参画の促進

【現状と課題】

令和元年度に発生した台風や大雨では、多くの人が避難所を利用し、災害時における避難所のあり方が改めて認識されました。これまで、防災の分野では女性の参画がとても少なく、災害時の支援対策、避難所の運営等において女性の視点が不足していることが指摘されており、本市においても、自主防災組織における女性の参画は十分ではなく、多様な意見を反映できるようにしていくことが必要です。

令和６年度の市民意識調査では、「災害時に男女共同参画の視点を取り入れた避難所とするために必要なもの」についての質問に対し、「男女別のトイレや更衣室等、プライバシーの確保」と回答した割合が最も高く、次いで、「男女のニーズに配慮した物資の備蓄」、「避難所の運営に男女双方の意見を反映させる」の割合が高い結果となりました。

また、世界的に猛威を振るった新型コロナウイルスなどの感染症は、災害時における身の守り方や避難所の考え方に大きな影響を与えました。流行性感染症と災害が同時期に発生するなどの複合災害時においては、より一層、高齢者、障がい者等の社会的に弱い立場にある人たちへの負担が増大する恐れもあります。

災害時や避難生活において、誰もが安全で安心して過ごせる環境を整えるためには、男女のニーズの違いに配慮し、男女共同参画の視点を取り入れた対策を講じていくことが必要です。そのためには、防災分野への女性の参画を促進していくことが求められています。

［災害時に男女共同参画の視点を取り入れた避難所とするために必要なこと］

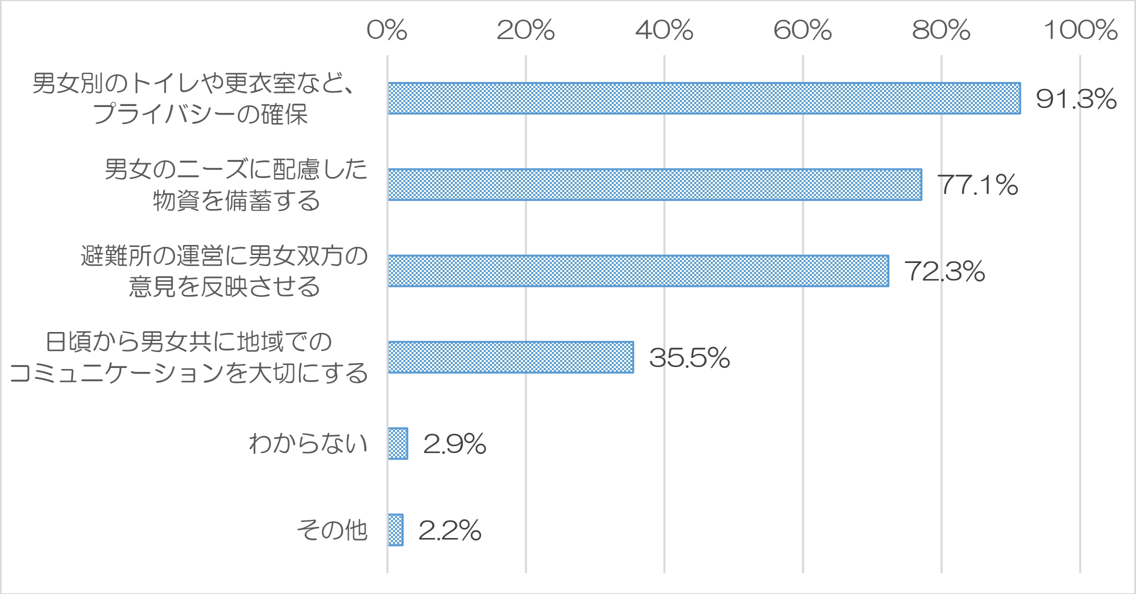

資料：令和６年度市民意識調査

【施策の方向】

① 防災における男女共同参画の促進

事業番号	事業内容	担当課
43	消防団員、自主防災組織等地域の自主防災活動への女性の参画を促進します。	安全対策課

② 女性の視点を盛り込んだ防災対策の促進

事業番号	事業内容	担当課
44	災害時の福祉避難所も含めた避難所における男女のニーズの違いを考慮し、女性にも配慮した取組を進めるとともに、男女共同参画の視点を取り入れた地域防災計画の充実を図ります。	安全対策課
45	市が備蓄する防災用品について、女性の視点も取り入れながら整備を進めます。	安全対策課

【指標】

事業番号	指標名	指標	担当課
43	女性消防団員	10 人以上	安全対策課
44	大網白里市防災会議における女性委員の数	4 人	安全対策課

（３）男女共同参画の視点に立った健康支援

【現状と課題】

誰もが生涯にわたり健康で充実した生活を送るためには、それぞれのライフステージに応じた健康づくりに主体的に取り組めるようにするための健康教育、相談体制を確立する必要があります。

特に、女性については、思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期等生涯を通じて男性と異なる健康上の問題に直面することもあり、男女ともに理解し配慮する必要があります。男女が互いの身体的性差を理解し合い、相手に対する思いやりを持って生きていくことが、男女共同参画社会の実現につながっていきます。

【施策の方向】

① 妊娠、出産等に関する健康支援

事業番号	事業内容	担当課
46	妊娠、出産、産後、子育てに関する様々な相談や切れ目のない支援を行うなど、子育て世代包括支援センターの充実を図ります。	健康増進課
47	安心して出産に臨めるよう、妊婦健康診査の助成を行います。また、乳幼児健診をはじめとする健康支援・育児に関する相談の充実を図ります。	健康増進課
48	生後４か月までの乳児のいる家庭を訪問し、親子の心身の状況や養育環境等の把握や助言を行うとともに予防接種などの情報提供を行います。	健康増進課
49	妊娠届出書をもとにハイリスク妊婦への個人相談など、妊娠・出産への不安を軽減するため、状況に応じた相談対応を行います。	健康増進課

② 性差に配慮した健康支援

事業番号	事業内容	担当課
50	男女の性差を踏まえた健康支援を進めるため、性差に応じたがん検診や骨密度測定等を実施します。	健康増進課
51	男女の健康を生涯にわたり、包括的に支援するため、健康相談を実施します。	健康増進課

【指標】

事業番号	指標名	指標	担当課
47	広報紙、ホームページ等を利用した健診や相談の周知	年 12 回以上	健康増進課
48	新生児または乳児家庭訪問の実施	90%以上	健康増進課
50	乳がん検診の受診者数	2,500 人以上	健康増進課
	子宮がん検診の受診者数	1,000 人以上	健康増進課

（４）誰もが安心して暮らせる環境の整備

【現状と課題】

障がいがあること、外国籍であること、ひとり親家庭であること等の理由で、社会で生きづらさを感じている人たちがいます。大規模災害や感染症の流行等の非常時においては、必要な支援が受けられなかったり、特性に起因した差別などにより経済的に困窮する場合があるなど、平常時に比べ、より一層生きづらさを感じる場合があります。

平常時から、それぞれの特性に応じた支援を充実させるなど、男女共同参画社会の実現のために、誰もが安心して暮らせる環境の整備が必要となっています。

［住民基本台帳による外国人数（各年４月１日現在）］　単位：人

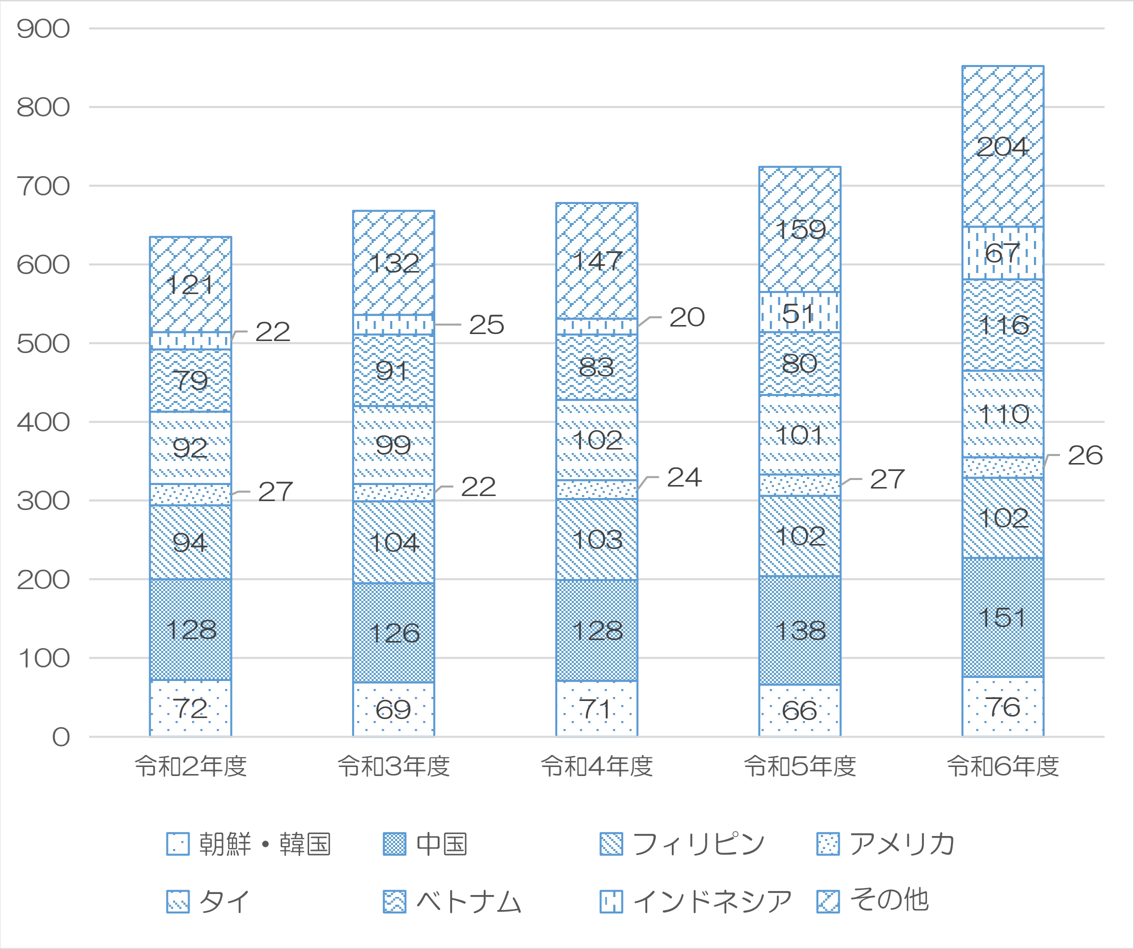

資料：市民課

【施策の方向】

①生活上困難な状況に置かれている人への支援

事業番号	事業内容	担当課
52	自立に必要な情報提供をするとともに、各種手当の支給、医療費助成等を通じ、経済的な負担を軽減し、生活の安定を図ります。	子育て支援課
53	就労経験の少ないひとり親家庭の父母に対し、必要な情報提供を行い、就労を支援します。	子育て支援課
54	世帯所得の低い子育て家庭の把握に努めるとともに、必要に応じて学習支援などを行います。	社会福祉課 管理課 子育て支援課
55	関係機関と連携し、ニート、ひきこもり等社会で生きづらさを感じている人に対し、状況に応じた情報提供や相談、就労支援等を行います。	社会福祉課
56	困難な問題を抱える女性の様々な相談に応じ、必要な情報の提供及び助言等を行います。	子育て支援課 社会福祉課 高齢者支援課

② 高齢者・障がい者への自立支援

事業番号	事業内容	担当課
57	介護予防や高齢者の健康づくり等に関する講座を開催します。	高齢者支援課
58	高齢者・障がい者の様々な相談に応じ、必要な情報の提供及び助言等を行います。	高齢者支援課 社会福祉課
59	ホームページの音訳や市役所内に手話通訳者を配置するなど、障がいがあっても手続きが円滑に行えるように支援します。	秘書広報課 社会福祉課

③ 外国人が暮らしやすい環境の整備

事業番号	事業内容	担当課
60	市の案内板や生活に関する情報について、ルビ付き日本語や外国語表記の併記を行うなど、外国人にもわかりやすい表記を促進します。	総務課 関係各課
61	本市に在住または本市を訪れる外国人に対して、市の案内板やパンフレット・ホームページ等の多言語化を図るなど、外国語による情報提供などの支援を行います。	総務課 生涯学習課 関係各課

基本目標Ⅴ　あらゆる暴力の根絶と人権の尊重

（１）ＤＶ（ドメスティック・バイオレンス）・虐待等の防止と被害者支援

【現状と課題】

ＤＶ（ドメスティック・バイオレンス）（※６）は、犯罪となる行為も含む、重大な人権侵害であり、男女がともに対等な立場で社会に参画する男女共同参画社会の実現を阻むものです。ＤＶは、家庭内や恋人など、親密な関係で行われることから、顕在化しにくくなっています。また、同居する子どもがいる場合は、子どもにも重大な影響を及ぼし、子どもの虐待へとつながる場合もあります。このように、ＤＶと児童虐待は、密接に関連していることから、被害者支援にあたっては、ＤＶと児童虐待双方の知識が求められています。

本市のＤＶに係る相談件数はコロナ禍以降、大幅に増加しており、市民意識調査でも、２割以上が何らかのＤＶを受けたことがあると回答していますが、暴力を受けたことを相談した場所について質問したところ、「どこ（だれ）にも相談をしなかった」割合が６割を超える結果となりました。

また、感染症の流行などで家庭内で過ごす時間が増えることにより、生活不安やストレスによるＤＶの増加や深刻化が懸念されていることから、非常時においても適切な対応ができるよう、平常時から関係機関・関係部署との連携を図りながら、被害者に寄り添った相談・支援体制、生活再建支援等の取り組みを充実させていく必要があります。

さらに近年では、親しい間柄にある若者の間の暴力である「デートＤＶ（※７）」や、インターネット上のコミュニケーションツールを利用した性犯罪や暴力が多様化しており、幼い子どもたちが巻き込まれるなど、深刻な被害が報告されていることから、早期に予防教育を行うなどの取り組みも重要となっています。

※6　DV（ドメスティック・バイオレンス）

配偶者間・パートナー間の暴力をいい、なぐる、ける、物を投げつける等の身体的暴力に限らず、無視し続ける、交友関係を制限する、勝手に電話やメールのチェックをする等の精神的暴力、生活費を渡さない、外で働くことを制限する等の経済的暴力、性的行為を強要する、避妊に協力しない等の性的暴力等あらゆる形の暴力が含まれる。

※7　デートDV

若い世代に起きている恋人間の暴力をいい、身体的暴力に限らず、精神的、経済的、性的等あらゆる形の暴力が含まれる。

［ＤＶの相談方法・処理状況（大網白里市）］　　　　　　　　　　　単位：件

年度	総数	相談方法		処理状況			
		電話	来所	相談情報提供のみ	庁内機関処理	他機関へ引き継ぎ	その他
令和２年度	60	18	42	58	2	－	－
令和３年度	156	75	81	145	3	3	5
令和４年度	67	37	30	40	2	22	3
令和５年度	75	41	34	71	4	－	－
令和６年度	62	28	34	60	2	－	－

資料：子育て支援課

［ＤＶを受けたことがある割合と種類］　　　　　　　　　　　単位：％

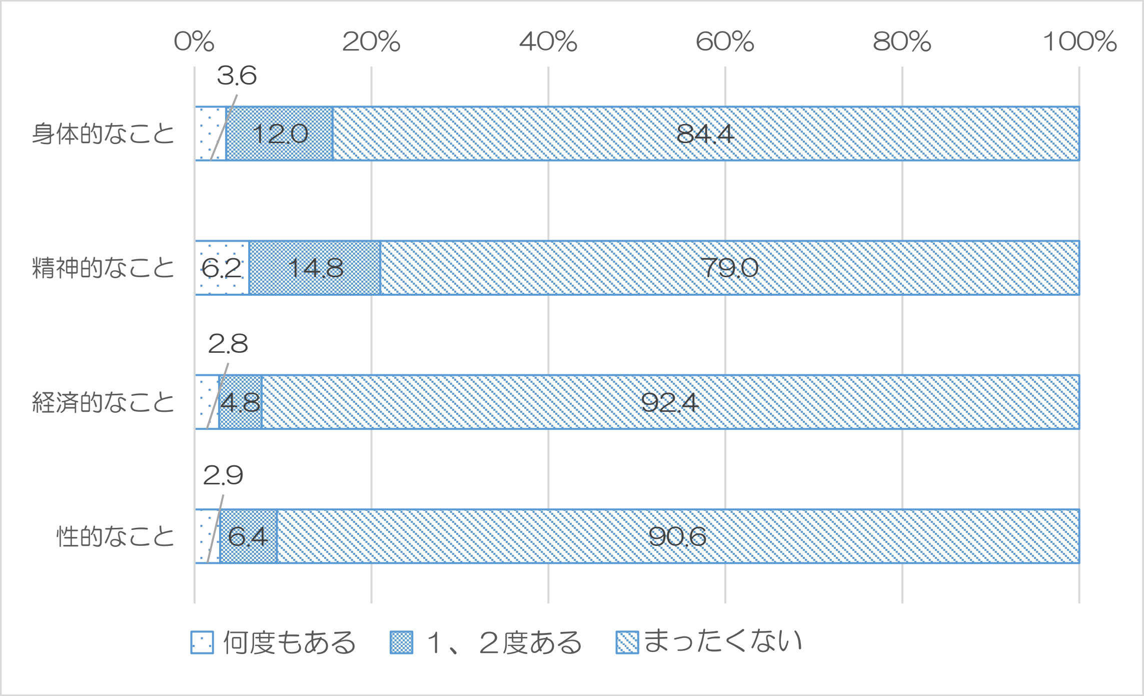

資料：令和６年度市民意識調査

［暴力を受けたことを相談した場所］

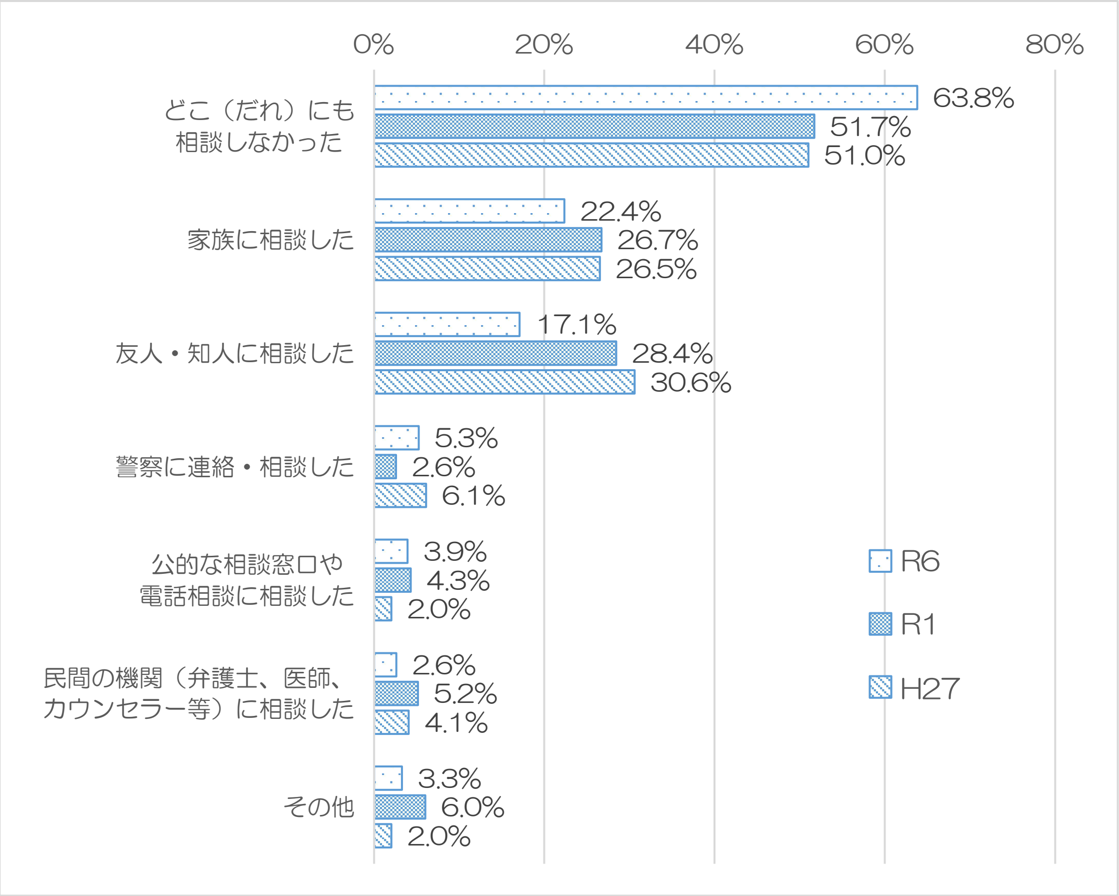

資料：市民意識調査（比較）

【施策の方向】

① ＤＶ・虐待被害者等に対する広報・啓発

事業番号	事業内容	担当課
62	「女性に対する暴力をなくす運動」期間にあわせての広報活動などにより、ＤＶは重大な人権侵害であることを周知します。	地域づくり課 子育て支援課
63	児童虐待防止推進月間にあわせ、児童虐待防止に関する啓発を行います。	子育て支援課
64	高齢者・障がい者への虐待防止に関する啓発を行います。	高齢者支援課 社会福祉課
65	ＤＶや虐待に関する相談窓口や支援内容について、周知を図ります。	子育て支援課 高齢者支援課 社会福祉課

② 相談・支援体制の充実

事業番号	事業内容	担当課
66	乳幼児健診･就学前健診未受診者の把握や家庭訪問指導を通じて、ＤＶや児童虐待の早期発見に努めます。	健康増進課 管理課
67	子ども家庭支援員を配置し、関係機関と連携しながら児童虐待の未然防止、要保護児童等の早期発見・早期対応及び自立に至る支援を行います。	子育て支援課
68	ＤＶ相談窓口職員、女性相談支援員、母子・父子自立支援員を配置し、自立支援を含め、相談者に適切な支援を行います。	子育て支援課
69	高齢者や障がい者に対する虐待について、適切な相談・支援を行います。	高齢者支援課 社会福祉課

③ 関係機関との連携強化

事業番号	事業内容	担当課
70	ＤＶ及び虐待（児童・高齢者・障がい者等）は多様な関係機関による支援が必要であるため、啓発も含め関係機関と連携を図ります。	子育て支援課 社会福祉課 高齢者支援課 地域づくり課 管理課 安全対策課
71	関係機関、関係施設と連携し、ＤＶ及び虐待（児童・高齢者・障がい者等）により緊急保護が必要なＤＶ被害者・児童・高齢者・障がい者等に対応します。	子育て支援課 高齢者支援課 社会福祉課 安全対策課 市民課

④ ストーカーや性犯罪等の防止対策の推進

事業番号	事業内容	担当課
72	被害者をストーカー行為などから守るため、ストーカー規制法の周知、啓発を推進するとともに、関係機関等との連携強化を図ります。	地域づくり課 安全対策課
73	出会い系サイトなど、子どもたちをインターネットを介した犯罪から守るため、メディア教育を実施するなど巻き込まれないための対策を進めます。また、広報紙、ホームページ等を利用した周知を図ります。	管理課
74	【新規】 子どもを性犯罪や性暴力の被害者・加害者・傍観者にしないための教育・研修、調査を実施します。	管理課
75	【新規】 子どもを性犯罪から守るため、子どもと接する業務従事者採用時の調査を適切に行います。	総務課 子育て支援課 管理課

【指標】

事業番号	指標名	指標	担当課
62	ＤＶに関するチラシなどの配布による情報提供	年１回以上	地域づくり課 子育て支援課
	広報紙、ホームページ等を利用したＤＶ防止に関する周知	年１回以上	地域づくり課 子育て支援課
63	広報紙、ホームページ等を利用した児童虐待防止に関する周知	年１回以上	子育て支援課
64	広報紙、ホームページ等を利用した高齢者・障がい者虐待防止に関する周知	年１回以上	高齢者支援課 社会福祉課
66	乳幼児健診未受診者の状況把握	100%	健康増進課 管理課
67	児童虐待防止に関する研修への参加	年１回以上	子育て支援課
	要保護児童対策地域協議会の開催	年１回以上	子育て支援課
68	ＤＶに関する研修への参加	年１回以上	子育て支援課
69	高齢者・障がい者に対する虐待についての研修への参加	年１回以上	高齢者支援課 社会福祉課
73	インターネットを通じた犯罪に関する児童・生徒への啓発	年２回以上	管理課
74	児童・生徒へのアンケートの実施	年１回以上	管理課

（２）あらゆるハラスメントの防止

【現状と課題】

セクシャル・ハラスメントやパワー・ハラスメント、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント、ソーシャルハラスメント等、ハラスメントは個人の尊厳を不当に傷つける社会的に許されない行為であるとともに、働く人の能力を十分に発揮することの妨げになります。固定的な性別役割分担意識が、このようなハラスメントの発生の原因や背景となることがあります。

令和６年度に実施した事業所意識調査でハラスメントが問題になったことがあるかについて質問したところ、２割以上の事業所において問題になったことがあるとの回答がありました。一方で、ハラスメントの防止の取り組みについて質問したところ、「実施している」「今後実施する予定」とした割合が全ての項目において前回調査から上昇しており、多くの事業所においてハラスメント防止への意識が高まっていることがうかがえます。しかしながら、依然として２割以上の事業所で取り組みを実施する予定がないとしていることから、引き続きハラスメントの発生を防ぐ環境づくりを積極的に推進していくことが求められています。

［ハラスメントが問題になった割合］

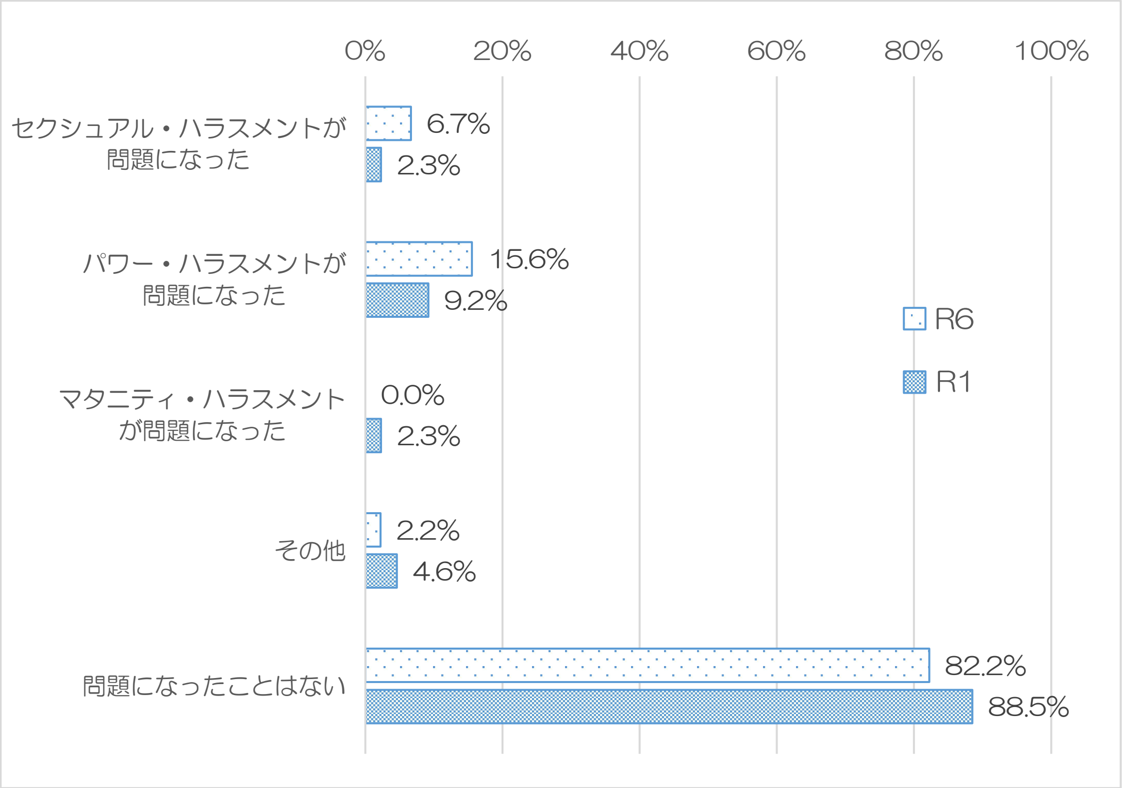

資料：事業所意識調査（比較）

［ハラスメント防止のための取り組み状況］　　単位：％

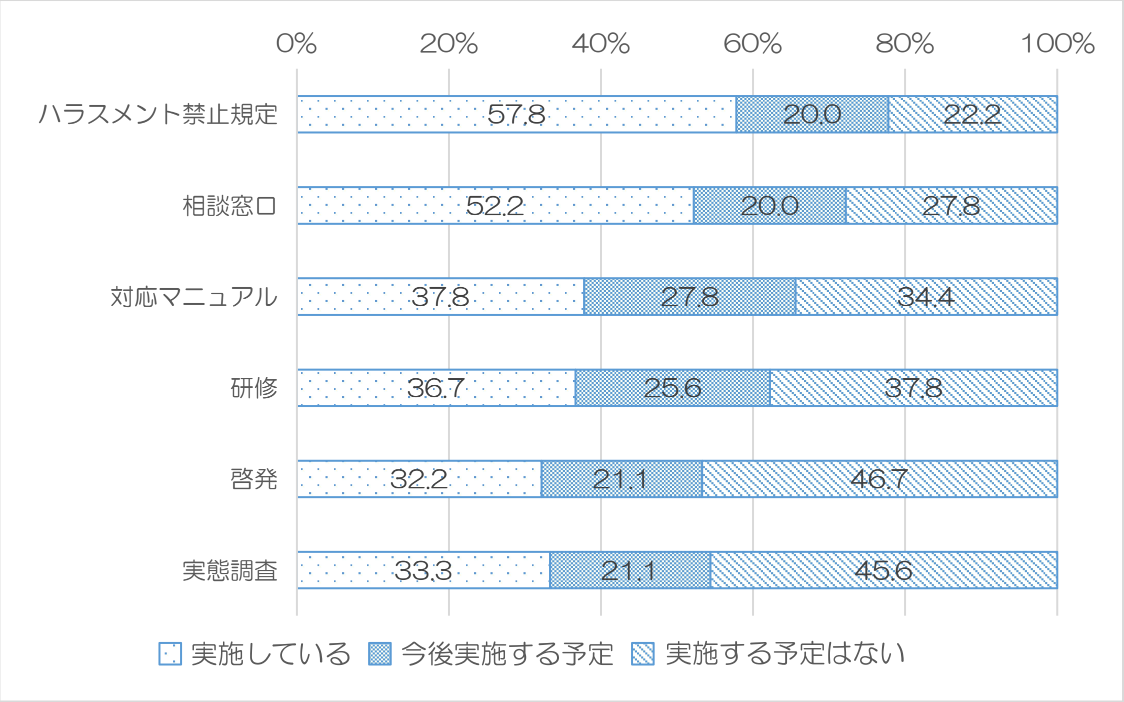

資料：令和６年度事業所意識調査

【施策の方向】

① あらゆるハラスメントの防止対策の推進

事業番号	事業内容	担当課
76	ハラスメントの防止に向けた啓発に努めます。	地域づくり課
77	職場でのハラスメントの防止を促進するため、千葉労働局雇用均等室や男女共同参画センター等の関係機関において実施されている相談窓口についての情報提供を行います。	商工観光課
78	パワハラ、セクハラ、マタハラ等、市職員に対して、人権意識（資質）向上を図るため、独自の研修プランや外部研修への参加等を推進します。	総務課

【指標】

事業番号	指標名	指標	担当課
76	ハラスメントは人権侵害であるという認識を促す情報提供	年１回以上	地域づくり課

（３）多様性への理解と人権尊重

【現状と課題】

人権は、性別や人種を超えて、誰にでも認められる権利であり、日本国憲法にも個人の尊重と法の下の平等がうたわれています。しかし、現実には、性別や障がいの有無、国籍の違い等で、人権が侵害されることがあります。男女共同参画社会の実現のためには、国籍や性別を問わず、相互理解のもと、すべての人の人権が尊重され、差別や偏見のない社会を築いていくことが必要となります。

また、近年では、さまざまな性のあり方が認められるようになりましたが、いまだに性的少数者（※８）に対する偏見や差別が起きているのが現状です。この問題を当事者だけの問題として捉えるのではなく、すべての人がもつ「性的指向と性自認」という属性の問題として捉える SOGI（※９）の問題として捉え、性の多様性への理解を深めるとともに、異なる属性を認め合う取り組みが求められています。

※8　性的少数者

性的少数者とは、LGBTQ（レズビアン：女性の同性愛者、ゲイ：男性の同性愛者、バイセクシュアル：両性愛者、トランスジェンダー：心の性別と体の性別が違う人、クエスチョニング・クィア：性的指向や性自認が明確でない人、定義づけたくない人、性別に違和感をもつ人の頭文字をとった言葉）や自分の性別を決めていない、男女どちらでもあると感じる人など、性のあり方が多数派と異なる人のことを表現する言葉で、性的マイノリティとも表現されることがある。

※9　SOGI（Sexual Orientation and Gender Identity）

SOGI とは、性的指向と性自認の頭文字をとった言葉で、「どのような性の人を好きになるのか」、「自分をどのような性だと認識しているのか」という、多数派も含むすべての人が持っている属性を指す。

【施策の方向】

① 人権尊重意識の啓発

事業番号	事業内容	担当課
79	人権擁護委員による人権相談の充実や法務局人権擁護課との連携を図ります。	地域づくり課
80	人権擁護委員と連携し､｢人権擁護委員の日｣､｢人権週間｣にあわせた啓発活動などを行い、あらゆる暴力が重大な人権侵害にあたることを周知します。	地域づくり課
81	小･中学校の道徳の授業において、自他の生命を尊重すること及び集団と社会との関わりについて、計画的に学んでいくほか、人権擁護委員と連携しながら、人権教育を推進します。	管理課 地域づくり課

② 多文化共生の推進

事業番号	事業内容	担当課
82	住民同士がルーツの違いに関わらずお互いの文化を認め合いながら､同じ地域の住民として生活できるよう国際交流協会などの市民団体と連携して、多文化共生を推進します。	総務課 生涯学習課

③ 性の多様性に関する理解の推進

事業番号	事業内容	担当課
83	広報紙、ホームページ等、市が発信する情報について、差別的表現がないように点検します。	秘書広報課
84	性の多様性に関して､正しい理解を促進するための啓発、取組を行います。	地域づくり課 管理課

【指標】

事業番号	指標名	指標	担当課
79	広報紙、ホームページ等を利用した人権相談に関する周知	年12回以上	地域づくり課
	人権擁護委員の研修への参加	年１回以上	地域づくり課
80	街頭人権啓発活動の実施	年２回以上	地域づくり課

市民の声～市民意識調査より～

◆私たちが育った環境では、育児や家事は女性が、外で仕事をするのは男性がという風潮が強かったですが、近年の時代の変化により確実に男女平等などが進展しており、今後は男女平等、ジェンダーフリーという考え方がより一層一般化するものと思われます。しかし、そのためには自治体、学校、職場等において継続的な普及活動を行うとともに、DV・パワハラ等に対する厳しい社会の構築を進めることも必要であると考えます。差別のない明るい未来の到来を期待しています。【60 歳代男性】

◆求める社会のあり方は人それぞれなので完全に実現するのは難しく、これからもっと社会のあり方や、マイノリティのあり方も変わっていくと思います。それに対して、その都度その都度間違っていてもいいので色々な政策を打ち出してほしいです。社会がこんなに変わろうとしているのに、変える力を持つ側の人たちが変えようとしないとまちづくりは難しいと思います。また、今回のアンケートの実施は素敵だと思いました。これからもっとこのような機会を増やして、市民の声を聞くだけではなく、それを形にしていってほしいです。【18～20 歳代 女性】

第３章

計画の推進

１　推進体制の充実

本計画を推進するためには、市職員をはじめ、市民、市民団体、企業等が計画に対する理解を深め、全市的な広がりをもって、あらゆる分野で取り組んでいく必要があります。

庁内においては、市職員の意識を高めるとともに、計画の実行に際しては横断的な取り組みが求められます。

「大網白里市男女共同参画審議会」において、幅広く意見や助言、協力等を求め、男女共同参画社会の形成に関する施策推進へ反映させていきます。

２　国・県等関係機関との連携

国・県等関係機関との連携を図り、相互協力して効果的な施策の展開を目指します。

また、近隣自治体、千葉県男女共同参画地域推進員（※１０）と連携を図り、広域的に計画を推進します。

※１０　千葉県男女共同参画地域推進員

千葉県男女共同参画地域推進員は、地域の実情に通じ、男女共同参画の推進について熱意を有する市民を市が県に推薦し、県知事の委嘱を受けた者であり、地域において県や市とのパイプ役となり、男女共同参画を推進する活動をしている。

３　指標一覧

基本目標	事業番号	指標名	指標	担当課
Ⅰ	1	市民意識調査（男女平等に関する意識）において「平等になっている」と答える割合	増加 (令和 12 年度までに１回)	地域づくり課
Ⅰ	5	広報紙、ホームページ等を利用した男女共同参画についての啓発	年１回以上	地域づくり課
Ⅰ	6	教職員研修（希望研修）への参加	年１回以上	管理課
Ⅰ	7	職場体験学習の実施	年１回以上	管理課
Ⅰ	9	家庭教育だよりの作成・配付	年５回以上	生涯学習課
Ⅰ	11	市民を対象にした男女共同参画に関する講座・講演会の実施	年１回以上	地域づくり課
Ⅰ	12	審議会等における女性委員の割合	40％	関係各課
Ⅰ	15	課長相当職に占める女性の割合（市職員）	10％	総務課
Ⅰ	15	副課長相当職に占める女性の割合（市職員）	30％	総務課
Ⅰ	15	班長相当職に占める女性の割合（市職員）	40％	総務課
Ⅰ	16	女性職員の能力開発のための研修への参加人数	述べ年間５人以上	総務課
Ⅱ	17	マタニティ教室にカップルで参加する割合	80％以上	健康増進課
Ⅱ	21	男性の家事に関する啓発	年 １ 回	地域づくり課
Ⅲ	25	家族経営協定の新規締結数	５件以上	農業振興課
Ⅲ	26	女性の新規認定農業者	５人以上	農業振興課
Ⅲ	30	男性の育児休業等取得率（市職員）	85％	総務課
Ⅲ	30	配偶者出産休暇取得率（市職員）	１００％	総務課
Ⅲ	33	待機児童の解消	０人	子育て支援課
Ⅲ	33	乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の実施	３カ所以上	子育て支援課
Ⅲ	35	学童保育の受入学年	全学年	子育て支援課

基本目標	事業番号	指標名	指標	担当課
Ⅳ	43	女性消防団員	10人以上	安全対策課
Ⅳ	44	大網白里市防災会議における女性委員の数	4人	安全対策課
Ⅳ	47	広報紙、ホームページ等を利用した健診や相談の周知	年12回以上	健康増進課
Ⅳ	48	新生児または乳児家庭訪問の実施	90%以上	健康増進課
Ⅳ	50	乳がん検診の受診者数	2,500人以上	健康増進課
Ⅳ	50	子宮がん検診の受診者数	1,000人以上	健康増進課
Ⅴ	62	ＤＶに関するチラシなどの配布による情報提供	年1回以上	子育て支援課
Ⅴ	62	広報紙、ホームページ等を利用したＤＶ防止に関する周知	年1回以上	子育て支援課
Ⅴ	63	広報紙、ホームページ等を利用した児童虐待防止に関する周知	年1回以上	子育て支援課
Ⅴ	64	広報紙、ホームページ等を利用した高齢者・障がい者虐待防止に関する周知	年1回以上	高齢者支援課 社会福祉課
Ⅴ	66	乳幼児健診未受診者の状況把握	100%	健康増進課 管理課
Ⅴ	67	児童虐待防止に関する研修への参加	年1回以上	子育て支援課
Ⅴ	67	要保護児童対策地域協議会の開催	年1回以上	子育て支援課
Ⅴ	68	ＤＶに関する研修への参加	年1回以上	子育て支援課
Ⅴ	69	高齢者・障がい者に対する虐待についての研修への参加	年1回以上	高齢者支援課 社会福祉課
Ⅴ	73	インターネットを通じた犯罪に関する児童・生徒への啓発	年2回以上	管理課
Ⅴ	74	児童・生徒へのアンケートの実施	年1回以上	管理課
Ⅴ	76	ハラスメントは人権侵害であるという認識を促す情報提供	年1回以上	地域づくり課
Ⅴ	79	広報紙、ホームページ等を利用した人権相談に関する周知	年12回以上	地域づくり課
Ⅴ	79	人権擁護委員の研修への参加	年1回以上	地域づくり課
Ⅴ	80	街頭人権啓発活動の実施	年2回以上	地域づくり課

参　考　資　料

第３次大網白里市男女共同参画計画策定経過

年月	市・大網白里市男女共同参画計画検討委員会	大網白里市男女共同参画審議会
令和６年 7月	**第１回検討委員会**（7/16） ・策定スケジュール ・市民意識調査	
9月	**意識調査実施**（9/7～9/30） ・市民　配布数：1,500　回答数：607（30.4%） ・事業所　配布数：300　回答数：90（30.0%）	
		公募委員募集
10 月		**関係団体へ委員推薦依頼**
11 月	**第２回検討委員会**（11/15） ・市民意識調査結果 ・第３次計画骨子案	
12 月	**講演会開催**(12/4)　※市民対象（約 50 名参加） 講師：後藤　弘子氏（千葉大学理事） テーマ：「気づいていない？？ジェンダー不平等のはなし」	
	研修会開催（12/13） ※職員対象（約 30 名参加） 講師：福田　明美氏 （国立女性教育会館研究国際室専門職員） テーマ：「女性を取り巻く社会状況と男女共同参画への取組」	**第１回審議会**（12/20） ・委員委嘱 ・市長より諮問 ・策定スケジュール ・市民意識調査結果報告 ・第３次計画骨子案
令和７年 2月		**第２回審議会**（2/25） ・第２次計画進捗状況報告 ・第３次計画骨子案

年月	市・大網白里市男女共同参画計画検討委員会	大網白里市男女共同参画審議会
令和７年 ７月	第３回検討委員会（書面開催） ・第３次計画素案	
８月		第３回審議会（8/18） ・第３次計画素案
10月	研修会開催（10/3） ※職員対象（約 30 名参加） 講師：福田　明美氏 （国立女性教育会館研究国際室専門職員） テーマ：「データが示すジェンダー格差の実情と管理職に求められる役割の再定義」	
11月	計画素案パブリックコメント（10/11～11/9）	
12月	第４回検討委員会（書面開催） ・パブリックコメント結果報告 ・第３次計画案	第４回審議会（12/26） ・パブリックコメント結果報告 ・第３次計画案
令和８年 １月		市長へ計画案答申（1/22）
3月	計画策定	

大網白里市男女共同参画審議会条例

（平成 27 年３月 23 日条例第 13 号）

（設置）

第１条　市は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図るため、地方自治法（昭和 22 年法律第６７号）第１３８条の４第３項の規定により、大網白里市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条　審議会は、市長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項について調査審議する。

⑴ 男女共同参画計画の策定及び変更に関すること。

⑵ 男女共同参画計画に基づく施策の実施状況に関すること。

⑶ その他市長が必要と認める事項に関すること。

（組織）

第３条　審議会は、委員 15 人以内をもって組織する。

２　委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

⑴ 学識経験者

⑵ 関係団体の代表者

⑶ 公募による市民

⑷ その他市長が必要と認める者

（任期）

第４条　委員の任期は、２年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

２　委員は、再任されることができる。

（会長）

第５条　審議会に会長を置く。

２　会長は、委員の互選により定める。

３　会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

４　会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第６条　審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

２　会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

３　会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

４　会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を求めることができる。

（庶務）

第７条　審議会の庶務は、地域づくり課において処理する。

（委任）

第８条　この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成２７年４月１日から施行する。

（以下　略）

大網白里市男女共同参画審議会委員名簿

区　分	氏　名	所　属　等	備　考
第１号委員	後藤　弘子	千葉大学理事・副学長	会　長
〃	今井　静子	千葉県男女共同参画地域推進員	
〃	澤畑　道子	〃	
〃	川名　辰司	人権擁護委員	
第２号委員	星見　和子	大網白里市民生委員児童委員協議会	
〃	林　孝枝	公益社団法人 千葉県看護協会山武地区部会会員	
〃	吉田　豊孝	大網白里市区長会	R6年度
〃	葛岡　正浩	大網白里市区長会	R7年度
〃	市東　剛	大網白里市農業研究会	R6年度
	内山　秀星	大網白里市農業研究会	R7年度
〃	髙野　梨穂	大網白里市商工会	
〃	鵜澤　保之	大網白里市小中学校長会	
〃	八角　榮子	大網白里市子ども会育成連絡協議会	
第３号委員	鈴木　光代	公募市民	
〃	塚田　みえ子	〃	

※任期：令和６年 12 月 20 日～令和８年 12 月 19 日

大網白里市男女共同参画計画検討委員会設置要綱

（平成 26 年 10 月 30 日告示第 100 号）
最終改正：平成 29 年 3 月 28 日告示第 36 号

（設置）
第１条　市は、男女共同参画社会基本法（平成１１年法律第７８号）第１４条第３項に規定する本市における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「男女共同参画計画」という。）の策定に関し必要な事項を検討するため、大網白里市男女共同参画計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。
（所掌事務）
第２条　委員会は、次の各号に掲げる事務を所掌する。
⑴ 男女共同参画計画の案の策定に関すること。
⑵ 男女共同参画計画に係る調査及び検討に関すること。
⑶ その他男女共同参画計画の案の策定に必要な事項に関すること。
（組織）
第３条　委員会は、委員長及び委員をもって組織する。
（委員長）
第４条　委員長は、副市長をもって充てる。
２　委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。
３　委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。
（委員）
第５条　委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。
（会議）
第６条　委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。
２　会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
３　会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
４　委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を求めることができる。
（庶務）
第７条　委員会の庶務は、地域づくり課において処理する。
（委任）
第８条　この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附　則
この告示は、公示の日から施行する。
（以下　略）

別表（第５条）

秘書広報課長
総務課長
企画政策課長
安全対策課長
市民課長
地域づくり課長
社会福祉課長
子育て支援課長
高齢者支援課長
健康増進課長
農業振興課長
商工観光課長
教育委員会管理課長
教育委員会生涯学習課長

男女共同参画社会基本法

（平成 11 年6月 23 日法律第 78 号）
最終改正：令和７年６月２７日法律第 80 号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第１章　総則

（目的）

第１条　この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第２条　この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

⑴　男女共同参画社会の形成　男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

⑵　積極的改善措置　前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第３条　男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第４条　男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第５条　男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案

及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第６条　男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

（国際的協調）

第７条　男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

（国の責務）

第８条　国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第９条　地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第１０条　国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

（法制上の措置等）

第１１条　政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告等）

第１２条　政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

２　政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第２章　男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

（男女共同参画基本計画）

第１３条　政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

２　男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

⑴　総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

⑵　前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

３　内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

４　内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

５　前２項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

（都道府県男女共同参画計画等）

第１４条　都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

２　都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項

について定めるものとする。

(1) 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

３　市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

４　都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第１５条　国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第１６条　国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

第１７条　国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

（連携及び協働の促進）

第１８条　国及び地方公共団体は、国、地方公共団体、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動を行う民間の団体その他の関係者が相互に連携と協働を図ることにより男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の効果的な推進が図られることに鑑み、これらの者の間における協議の促進その他の関係者相互間の連携と協働を促進するために必要な施策を講ずるように努めるものとする。

２　地方公共団体は、前項の関係者相互間の連携と協働を促進するために必要な施策を推進するための拠点としての機能を担う体制を、単独で又は共同して、確保するように努めるものとする。

（人材の確保等）

第１８条の２　国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定及び実施に関する業務並びに民間の団体が行う男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動に従事する人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるように努めるものとする。

（調査研究）

第１８条の３　国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の国及び地方公共団体の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定及び実施に資する調査研究を推進するように努めるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）

第１９条　国は、前三条に定めるもののほか、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が行う男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動を支援するため、助言、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（国際的協調のための措置）

第２０条　国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第3章　男女共同参画会議

（設置）

第２１条　内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第２２条　会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 男女共同参画基本計画に関し、第 13 条第３項に規定する事項を処理すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

(3) 前２号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(4) 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

（組織）

第２３条　会議は、議長及び議員２４人以内をもって組織する。

（議長）

第２４条　議長は、内閣官房長官をもって充てる。

２　議長は、会務を総理する。

（議員）

第２５条　議員は、次に掲げる者をもって充てる。

(1) 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

(2) 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

２　前項第２号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の１０分の５未満であってはならない。

３　第１項第２号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の１０分の４未満であってはならない。

４　第１項第２号の議員は、非常勤とする。

（議員の任期）

第２６条　前条第１項第２号の議員の任期は、２年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

２　前条第１項第２号の議員は、再任されることができる。

（資料提出の要求等）

第２７条　会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

２　会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

（政令への委任）

第２８条　この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附　則

（施行期日）

第１条　この法律は、公布の日から施行する。

（以下　略）

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律

（昭和 47 年7月1日法律第 113 号）
最終改正：令和７年６月１１日法律第 63 号

第１章　総則

（目的）

第１条　この法律は、法の下の平等を保障する日本国憲法の理念にのっとり雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を図るとともに、女性労働者の就業に関して妊娠中及び出産後の健康の確保を図る等の措置を推進することを目的とする。

（基本的理念）

第２条　この法律においては、労働者が性別により差別されることなく、また、女性労働者にあっては母性を尊重されつつ、充実した職業生活を営むことができるようにすることをその基本的理念とする。

２　事業主並びに国及び地方公共団体は、前項に規定する基本的理念に従って、労働者の職業生活の充実が図られるように努めなければならない。

（啓発活動）

第３条　国及び地方公共団体は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等について国民の関心と理解を深めるとともに、特に、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を妨げている諸要因の解消を図るため、必要な啓発活動を行うものとする。

（男女雇用機会均等対策基本方針）

第４条　厚生労働大臣は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する施策の基本となるべき方針（以下「男女雇用機会均等対策基本方針」という。）を定めるものとする。

２　男女雇用機会均等対策基本方針に定める事項は、次のとおりとする。

⑴　男性労働者及び女性労働者のそれぞれの職業生活の動向に関する事項

⑵　雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等について講じようとする施策の基本となるべき事項

３　男女雇用機会均等対策基本方針は、男性労働者及び女性労働者のそれぞれの労働条件、意識及び就業の実態等を考慮して定められなければならない。

４　厚生労働大臣は、男女雇用機会均等対策基本方針を定めるに当たっては、あらかじめ、労働政策審議会の意見を聴くほか、都道府県知事の意見を求めるものとする。

５　厚生労働大臣は、男女雇用機会均等対策基本方針を定めたときは、遅滞なく、その概要を公表するものとする。

６　前２項の規定は、男女雇用機会均等対策基本方針の変更について準用する。

第２章　雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等

第１節　性別を理由とする差別の禁止等

（性別を理由とする差別の禁止）

第５条　事業主は、労働者の募集及び採用について、その性別にかかわりなく均等な機会を与えなければならない。

第６条　事業主は、次に掲げる事項について、労働者の性別を理由として、差別的取扱いをしてはならない。

⑴　労働者の配置（業務の配分及び権限の付与を含む。）、昇進、降格及び教育訓練

⑵　住宅資金の貸付けその他これに準ずる福利厚生の措置であって厚生労働省令で定めるもの

⑶　労働者の職種及び雇用形態の変更

⑷　退職の勧奨、定年及び解雇並びに労働契約の

更新

（性別以外の事由を要件とする措置）

第７条　事業主は、募集及び採用並びに前条各号に掲げる事項に関する措置であって労働者の性別以外の事由を要件とするもののうち、措置の要件を満たす男性及び女性の比率その他の事情を勘案して実質的に性別を理由とする差別となるおそれがある措置として厚生労働省令で定めるものについては、当該措置の対象となる業務の性質に照らして当該措置の実施が当該業務の遂行上特に必要である場合、事業の運営の状況に照らして当該措置の実施が雇用管理上特に必要である場合その他の合理的な理由がある場合でなければ、これを講じてはならない。

（女性労働者に係る措置に関する特例）

第８条　前３条の規定は、事業主が、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保の支障となっている事情を改善することを目的として女性労働者に関して行う措置を講ずることを妨げるものではない。

（婚姻、妊娠、出産等を理由とする不利益取扱いの禁止等）

第９条　事業主は、女性労働者が婚姻し、妊娠し、又は出産したことを退職理由として予定する定めをしてはならない。

２　事業主は、女性労働者が婚姻したことを理由として、解雇してはならない。

３　事業主は、その雇用する女性労働者が妊娠したこと、出産したこと、労働基準法（昭和２２年法律第４９号）第６５条第１項の規定による休業を請求し、又は同項若しくは同条第２項の規定による休業をしたことその他の妊娠又は出産に関する事由であって厚生労働省令で定めるものを理由として、当該女性労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

４　妊娠中の女性労働者及び出産後１年を経過しない女性労働者に対してなされた解雇は、無効とする。ただし、事業主が当該解雇が前項に規定する事由を理由とする解雇でないことを証明したときは、この限りでない。

（指針）

第 10 条　厚生労働大臣は、第５条から第７条まで及び前条第１項から第３項までの規定に定める事項に関し、事業主が適切に対処するために必要な指針（次項において「指針」という。）を定めるものとする。

２　第４条第４項及び第５項の規定は指針の策定及び変更について準用する。この場合において、同条第４項中「聴くほか、都道府県知事の意見を求める」とあるのは、「聴く」と読み替えるものとする。

第２節　事業主の講ずべき措置等

（職場における性的な言動に起因する問題に関する雇用管理上の措置等）

第１１条　事業主は、職場において行われる性的な言動に対するその雇用する労働者の対応により当該労働者がその労働条件につき不利益を受け、又は当該性的な言動により当該労働者の就業環境が害されることのないよう、当該労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の雇用管理上必要な措置を講じなければならない。

２　事業主は、労働者が前項の相談を行ったこと又は事業主による当該相談への対応に協力した際に事実を述べたことを理由として、当該労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

３　事業主は、他の事業主から当該事業主の講ずる第１項の措置の実施に関し必要な協力を求められた場合には、これに応ずるように努めなければならない。

４　厚生労働大臣は、前３項の規定に基づき事業主が講ずべき措置等に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針（次項において「指針」という。）を定めるものとする。

５　第４条第４項及び第５項の規定は、指針の策定及び変更について準用する。この場合において、同条第４項中「聴くほか、都道府県知事の意見を

求める」とあるのは、「聴く」と読み替えるものとする。

（職場における性的な言動に起因する問題に関する国、事業主及び労働者の責務）

第１１条の２　国は、前条第１項に規定する不利益を与える行為又は労働者の就業環境を害する同項に規定する言動を行ってはならないことその他当該言動に起因する問題（以下この条において「性的言動問題」という。）に対する事業主その他国民一般の関心と理解を深めるため、広報活動、啓発活動その他の措置を講ずるように努めなければならない。

２　事業主は、性的言動問題に対するその雇用する労働者の関心と理解を深めるとともに、当該労働者が他の労働者に対する言動に必要な注意を払うよう、研修の実施その他の必要な配慮をするほか、国の講ずる前項の措置に協力するように努めなければならない。

３　事業主（その者が法人である場合にあっては、その役員）は、自らも、性的言動問題に対する関心と理解を深め、労働者に対する言動に必要な注意を払うように努めなければならない。

４　労働者は、性的言動問題に対する関心と理解を深め、他の労働者に対する言動に必要な注意を払うとともに、事業主の講ずる前条第１項の措置に協力するように努めなければならない。

（職場における妊娠、出産等に関する言動に起因する問題に関する雇用管理上の措置等）

第１１条の３　事業主は、職場において行われるその雇用する女性労働者に対する当該女性労働者が妊娠したこと、出産したこと、労働基準法第６５条第１項の規定による休業を請求し、又は同項若しくは同条第２項の規定による休業をしたことその他の妊娠又は出産に関する事由であって厚生労働省令で定めるものに関する言動により当該女性労働者の就業環境が害されることのないよう、当該女性労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の雇用管理上必要な措置を講じなければならない。

２　第１１条第２項の規定は、労働者が前項の相談を行い、又は事業主による当該相談への対応に協力した際に事実を述べた場合について準用する。

３　厚生労働大臣は、前２項の規定に基づき事業主が講ずべき措置等に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針（次項において「指針」という。）を定めるものとする。

４　第４条第４項及び第５項の規定は、指針の策定及び変更について準用する。この場合において、同条第４項中「聴くほか、都道府県知事の意見を求める」とあるのは、「聴く」と読み替えるものとする。

（職場における妊娠、出産等に関する言動に起因する問題に関する国、事業主及び労働者の責務）

第１１条の４　国は、労働者の就業環境を害する前条第１項に規定する言動を行ってはならないことその他当該言動に起因する問題（以下この条において「妊娠・出産等関係言動問題」という。）に対する事業主その他国民一般の関心と理解を深めるため、広報活動、啓発活動その他の措置を講ずるように努めなければならない。

２　事業主は、妊娠・出産等関係言動問題に対するその雇用する労働者の関心と理解を深めるとともに、当該労働者が他の労働者に対する言動に必要な注意を払うよう、研修の実施その他の必要な配慮をするほか、国の講ずる前項の措置に協力するように努めなければならない。

３　事業主（その者が法人である場合にあっては、その役員）は、自らも、妊娠・出産等関係言動問題に対する関心と理解を深め、労働者に対する言動に必要な注意を払うように努めなければならない。

４　労働者は、妊娠・出産等関係言動問題に対する関心と理解を深め、他の労働者に対する言動に必要な注意を払うとともに、事業主の講ずる前条第１項の措置に協力するように努めなければならない。

（妊娠中及び出産後の健康管理に関する措置）

第 12 条　事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、その雇用する女性労働者が母子保健法

（昭和４０年法律第１４１号）の規定による保健指導又は健康診査を受けるために必要な時間を確保することができるようにしなければならない。

第１３条　事業主は、その雇用する女性労働者が前条の保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守ることができるようにするため、勤務時間の変更、勤務の軽減等必要な措置を講じなければならない。

２　厚生労働大臣は、前項の規定に基づき事業主が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針（次項において「指針」という。）を定めるものとする。

３　第４条第４項及び第５項の規定は、指針の策定及び変更について準用する。この場合において、同条第４項中「聴くほか都道府県知事の意見を求める」とあるのは、「聴く」と読み替えるものとする。

（男女雇用機会均等推進者）

第１３条の２　事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、第８条、第１１条第１項、第１１条の２第２項、第１１条の３第１項、第１１条の４第２項、第１２条及び前条第１項に定める措置等並びに職場における男女の均等な機会及び待遇の確保が図られるようにするために講ずべきその他の措置の適切かつ有効な実施を図るための業務を担当する者を選任するように努めなければならない。

第３節　事業主に対する国の援助

第１４条　国は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇が確保されることを促進するため、事業主が雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保の支障となっている事情を改善することを目的とする次に掲げる措置を講じ、又は講じようとする場合には、当該事業主に対し、相談その他の援助を行うことができる。

(1) その雇用する労働者の配置その他雇用に関する状況の分析

⑵ 前号の分析に基づき雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保の支障となっている事情を改善するに当たって必要となる措置に関する計画の作成

⑶ 前号の計画で定める措置の実施

⑷ 前３号の措置を実施するために必要な体制の整備

⑸ 前各号の措置の実施状況の開示

第３章　紛争の解決

第１節　紛争の解決の援助等

（苦情の自主的解決）

第１５条　事業主は、第６条、第７条、第９条、第１２条及び第１３条第１項に定める事項（労働者の募集及び採用に係るものを除く。）に関し、労働者から苦情の申出を受けたときは、苦情処理機関（事業主を代表する者及び当該事業場の労働者を代表する者を構成員とする当該事業場の労働者の苦情を処理するための機関をいう。）に対し当該苦情の処理をゆだねる等その自主的な解決を図るように努めなければならない。

（紛争の解決の促進に関する特例）

第１６条　第５条から第７条まで、第９条、第１１条第１項及び第２項（第１１条の３第２項において準用する場合を含む。）、第１１条の３第１項、第１２条並びに第１３条第１項に定める事項についての労働者と事業主との間の紛争については、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律（平成１３年法律第１１２号）第４条、第５条及び第１２条から第１９条までの規定は適用せず、次条から第２７条までに定めるところによる。

（紛争の解決の援助）

第１７条　都道府県労働局長は、前条に規定する紛争に関し、当該紛争の当事者の双方又は一方からその解決につき援助を求められた場合には、当該紛争の当事者に対し、必要な助言、指導又は勧告をすることができる。

２　第１１条第２項の規定は、労働者が前項の援助を求めた場合について準用する。

第2節　調停

（調停の委任）

第１８条　都道府県労働局長は、第１６条に規定する紛争（労働者の募集及び採用についての紛争を除く。）について、当該紛争の当事者（以下「関係当事者」という。）の双方又は一方から調停の申請があった場合において当該紛争の解決のために必要があると認めるときは、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律第６条第１項の紛争調整委員会（以下「委員会」という。）に調停を行わせるものとする。

２　第１１条第２項の規定は、労働者が前項の申請をした場合について準用する。

（調停）

第１９条　前条第１項の規定に基づく調停（以下この節において「調停」という。）は、３人の調停委員が行う。

２　調停委員は、委員会の委員のうちから、会長があらかじめ指名する。

第２０条　委員会は、調停のため必要があると認めるときは、関係当事者又は関係当事者と同一の事業場に雇用される労働者その他の参考人の出頭を求め、その意見を聴くことができる。

第２１条　委員会は、関係当事者からの申立てに基づき必要があると認めるときは、当該委員会が置かれる都道府県労働局の管轄区域内の主要な労働者団体又は事業主団体が指名する関係労働者を代表する者又は関係事業主を代表する者から当該事件につき意見を聴くものとする。

第２２条　委員会は、調停案を作成し、関係当事者に対しその受諾を勧告することができる。

第２３条　委員会は、調停に係る紛争について調停による解決の見込みがないと認めるときは、調停を打ち切ることができる。

２　委員会は、前項の規定により調停を打ち切ったときは、その旨を関係当事者に通知しなければならない。

（時効の完成猶予）

第２４条　前条第１項の規定により調停が打ち切られた場合において、当該調停の申請をした者が同条第２項の通知を受けた日から３０日以内に調停の目的となった請求について訴えを提起したときは、時効の完成猶予に関しては、調停の申請の時に、訴えの提起があったものとみなす。

（訴訟手続の中止）

第２５条　第１８条第１項に規定する紛争のうち民事上の紛争であるものについて関係当事者間に訴訟が係属する場合において、次の各号のいずれかに掲げる事由があり、かつ、関係当事者の共同の申立てがあるときは、受訴裁判所は、４月以内の期間を定めて訴訟手続を中止する旨の決定をすることができる。

⑴ 当該紛争について、関係当事者間において調停が実施されていること。

⑵ 前号に規定する場合のほか、関係当事者間に調停によって当該紛争の解決を図る旨の合意があること。

２　受訴裁判所は、いつでも前項の決定を取り消すことができる。

３　第１項の申立てを却下する決定及び前項の規定により第１項の決定を取り消す決定に対しては、不服を申し立てることができない。

（資料提供の要求等）

第２６条　委員会は、当該委員会に係属している事件の解決のために必要があると認めるときは、関係行政庁に対し、資料の提供その他必要な協力を求めることができる。

（厚生労働省令への委任）

第２７条　この節に定めるもののほか、調停の手続に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第4章　雑則

（調査等）

第２８条　厚生労働大臣は、男性労働者及び女性労働者のそれぞれの職業生活に関し必要な調査研究を実施するものとする。

２　厚生労働大臣は、この法律の施行に関し、関係行政機関の長に対し、資料の提供その他必要な協

力を求めることができる。

３　厚生労働大臣は、この法律の施行に関し、都道府県知事から必要な調査報告を求めることができる。

（報告の徴収ならびに助言、指導及び勧告）

第２９条　厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

２　前項に定める厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

（公表）

第３０条　厚生労働大臣は、第５条から第７条まで、第９条第１項から第３項まで、第１１条第１項及び第２項（第１１条の３第２項、第１７条第２項及び第１８条第２項において準用する場合を含む。）、第１１条の３第１項、第１２条並びに第１３条第１項の規定に違反している事業主に対し、前条第１項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

（船員に関する特例）

第３１条　船員職業安定法（昭和２３年法律第１３０号）第６条第１項に規定する船員及び同項に規定する船員になろうとする者に関しては、第４条第１項並びに同条第４項及び第５項（同条第６項、第１０条第２項、第１１条第５項、第１１条の３第４項及び第１３条第３項において準用する場合を含む。）、第１０条第１項、第１１条第４項、第１１条の３第３項、第１３条第２項並びに前３条中「厚生労働大臣」とあるのは「国土交通大臣」と、第４条第４項（同条第６項、第１０条第２項、第１１条第５項、第１１条の３第４項及び第１３条第３項において準用する場合を含む。）中「労働政策審議会」とあるのは「交通政策審議会」と、第６条第２号、第７条、第９条第３項、第１１条の３第１項、第１２条、第１３条の２及び第２９条第２項中「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令」と、第９条第３項中「労働基準法（昭和２２年法律第４９号）第６５条第１項の規定による休業を請求し、又は同項若しくは同条第２項の規定による休業をしたこと」とあるのは「船員法（昭和２２年法律第１００号）第８７条第１項又は第２項の規定によって作業に従事しなかったこと」と、第１１条の３第１項中「労働基準法第６５条第１項の規定による休業を請求し、又は同項若しくは同条第２項の規定による休業をしたこと」とあるのは「船員法第８７条第１項又は第２項の規定によって作業に従事しなかったこと」と、第１７条第１項、第１８条第１項及び第２９条第２項中「都道府県労働局長」とあるのは「地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）と、第１８条第１項中「第６条第１項の紛争調整委員会（以下「委員会」という。）」とあるのは「第２１条第３項のあっせん員候補者名簿に記載されている者のうちから指名する調停員」とする。

２　前項の規定により読み替えられた第１８条第１項の規定により指名を受けて調停員が行う調停については、第１９条から第２７条までの規定は、適用しない。

３　前項の調停の事務は、３人の調停員で構成する合議体で取り扱う。

４　調停員は、破産手続開始の決定を受け、又は拘禁刑以上の刑に処せられたときは、その地位を失う。

５　第２０条から第２７条までの規定は、第２項の調停について準用する。この場合において、第２０条から第２３条まで及び第２６条中「委員会は」とあるのは「調停員は」と、第２１条中「当該委員会が置かれる都道府県労働局」とあるのは「当該調停員を指名した地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）が置かれる地方運輸局（運輸監理部を含む。）」と、第２６条中「当該委員会に係属している」とあるのは「当該調停員が取り扱っている」と、第２７条中「この節」とあるのは「第３１条第３項から第５項まで」と、「調停」とあるのは「合議体及び調停」と、「厚生労働省令」とあ

るのは「国土交通省令」と読み替えるものとする。
（適用除外）
第32条　第2章第1節、第１３条の2、同章第３節、前章、第２９条及び第３０条の規定は、国家公務員及び地方公務員に、第2章第2節（第１３条の２を除く。）の規定は、一般職の国家公務員（行政執行法人の労働関係に関する法律（昭和２３年法律第２５７号）第２条第２号の職員を除く。）、裁判所職員臨時措置法（昭和２６年法律第２９９号）の適用を受ける裁判所職員、国会職員法（昭和２２年法律第８５号）の適用を受ける国会職員及び自衛隊法（昭和２９年法律第１６５号）第２条第５項に規定する隊員に関しては適用しない。

第5章　罰則
第３３条　第２９条第１項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、２０万円以下の過料に処する。

附　則
１　この法律は、公布の日から施行する。
（以下　略）

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

（平成13年4月13日法律第31号）
最終改正：令和7年12月10日法律第84号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害でもあるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第１章　総則

（定義）

第１条　この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第２８条の2において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

２　この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

３　この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

（国及び地方公共団体の責務）

第２条　国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の保護（被害者の自立を支援することを含む。以下同じ。）を図る責務を有する。

第１章の２　基本方針及び都道府県基本計画等

（基本方針）

第２条の２　内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第５項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第１項及び第３項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

２　基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第１項の都道府県基本計画及び同条第３項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

⑴ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

⑵ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

⑶ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を実施するために必要な国、地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項

⑷ 前３号に掲げるもののほか、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する重要事項

３　主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

４　主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（都道府県基本計画等）

第２条の３　都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

２　都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

⑴ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

⑵ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

⑶ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を実施するために必要な当該都道府県、関係地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項

⑷ 前３号に掲げるもののほか、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

３　市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

４　都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

５　主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第２章　配偶者暴力相談支援センター等

（配偶者暴力相談支援センター）

第３条　都道府県は、当該都道府県が設置する女性相談支援センターその他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

２　市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

３　配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

⑴ 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は女性相談支援員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

⑵ 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

⑶ 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第６号、第５条、第８条の３及び第９条において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

⑷ 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

⑸ 第４章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

⑹ 被害者を居住させ保護する施設の利用につい

て、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

４　前項第３号の一時保護は、女性相談支援センターが、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

５　前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

６　配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

（女性相談支援員による相談等）

第４条　女性相談支援員は、被害者の相談に応じ、必要な援助を行うことができる。

（女性自立支援施設における保護）

第５条　都道府県は、女性自立支援施設において被害者の保護を行うことができる。

（協議会）

第５条の２　都道府県は、単独で又は共同して、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、関係機関、関係団体、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関連する職務に従事する者その他の関係者（第５項において「関係機関等」という。）により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織するよう努めなければならない。

２　市町村は、単独で又は共同して、協議会を組織することができる。

３　協議会は、被害者に関する情報その他被害者の保護を図るために必要な情報の交換を行うとともに、被害者に対する支援の内容に関する協議を行うものとする。

４　協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

５　協議会は、第３項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

（秘密保持義務）

第５条の３　協議会の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がなく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（協議会の定める事項）

第５条の４　前２条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第３章　被害者の保護

（配偶者からの暴力の発見者による通報等）

第６条　配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

２　医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

３　刑法（明治４０年法律第４５号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前２項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

４　医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

（配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）

第７条　配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第３条第３項の規定により配

偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

（警察官による被害の防止）

第８条　警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和２９年法律第１６２号）、警察官職務執行法（昭和２３年法律第１３６号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（警察本部長等の援助）

第８条の２　警視総監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第１５条第３項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

（福祉事務所による自立支援）

第８条の３　社会福祉法（昭和２６年法律第４５号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）、児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和３９年法律第１２９号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（被害者の保護のための関係機関の連携協力）

第９条　配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

（苦情の適正かつ迅速な処理）

第９条の２　前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第４章　保護命令

（接近禁止命令等）

第１０条　被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命、身体、自由、名誉若しくは財産に対し害を加える旨を告知してする脅迫（以下この章において「身体に対する暴力等」という。）を受けた者に限る。以下この条並びに第１２条第１項第３号及び第４号において同じ。）が、配偶者（配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条及び第１２条第１項第２号から第４号までにおいて同じ。）からの更なる身体に対する暴力等により、その生命又は心身に重大な危害を受けるおそれが大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日から起算して一年間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

２　前項の場合において、同項の規定による命令（以下「接近禁止命令」という。）を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、被害者に対して次に掲げる行為をしてはならないことを命ずるものとする。

⑴　面会を要求すること。

⑵　その行動を監視していると思わせるような事

項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

⑶ 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

⑷ 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、文書を送付し、通信文その他の情報（電気通信（電気通信事業法（昭和５９年法律第８６号）第２条第１号に規定する電気通信をいう。以下この号及び第６項第１号において同じ。）の送信元、送信先、通信日時その他の電気通信を行うために必要な情報を含む。以下この条において「通信文等」という。）をファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。

⑸ 緊急やむを得ない場合を除き、午後 10 時から午前６時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールの送信等をすること。

⑹ 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

⑺ その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

⑻ その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、その性的羞恥心を害する文書、図画、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この号において同じ。）に係る記録媒体その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する電磁的記録その他の記録を送信し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

⑼ その承諾を得ないで、その所持する位置情報記録・送信装置（当該装置の位置に係る位置情報（地理空間情報活用推進基本法（平成１９年法律第６３号）第２条第１項第１号に規定する位置情報をいう。以下この号及び次号において同じ。）を記録し、又は送信する機能を有する装置で政令で定めるものをいう。以下この項において同じ。）（第１１号に規定する行為がされた位置情報記録・送信装置を含む。）により記録され、又は送信される当該位置情報記録・送信装置の位置に係る位置情報を政令で定める方法により取得すること。

（10）その承諾を得ないで、その所持する位置特定用識別情報送信装置（当該装置を識別する情報を送信する機能を有し、当該装置の周辺において当該情報を受信した識別情報送受信装置（位置情報記録・送信装置その他の装置であって、当該情報を受信し、及び送信する機能を有するものをいう。）の位置に係る位置情報を利用して、その所在する地点又は区域の位置を特定するために用いられる装置をいう。以下この号及び次号において同じ。）（同号に規定する行為がされた位置特定用識別情報送信装置を含む。）の位置に係る位置情報を取得すること。

（11）その承諾を得ないで、その所持する物に位置情報記録・送信装置又は位置特定用識別情報送信装置（以下この号において「位置情報記録・送信装置等」という。）を取り付けること、位置情報記録・送信装置等を取り付けた物を交付することその他その移動に伴い位置情報記録・送信装置等を移動し得る状態にする行為として政令で定める行為をすること。

３　第１項の場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第１２条第１項第３号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、接近禁止命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して１年を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶

者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと及び当該子に対して前項第２号から第１１号までに掲げる行為（同項第５号に掲げる行為にあっては、電話をかけること及び通信文等をファクシミリ装置を用いて送信することに限る。）をしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が１５歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

４　第１項の場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第１２条第１項第４号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、接近禁止命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して１年を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

５　前項の申立ては、当該親族等（被害者の１５歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が１５歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

６　第２項第４号及び第５号の「電子メールの送信等」とは、次の各号のいずれかに掲げる行為（電話をかけること及び通信文等をファクシミリ装置を用いて送信することを除く。）をいう。

⑴ 電子メール（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成 14 年法律第 26 号）第２条第１号に規定する電子メールをいう。）その他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信の送信を行うこと。

⑵ 前号に掲げるもののほか、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって、内閣府令で定めるものを用いて通信文等の送信を行うこと。

（退去等命令）

第１０条の２　被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この条及び第 18 条第１項において同じ。）が、配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、第１２条第２項第２号及び第１８条第１項において同じ。）から更に身体に対する暴力を受けることにより、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日から起算して２月間（被害者及び当該配偶者が生活の本拠として使用する建物又は区分建物（不動産登記法（平成１６年法律第１２３号）第２条第２２号に規定する区分建物をいう。）の所有者又は賃借人が被害者のみである場合において、被害者の申立てがあったときは、６月間）、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、申立ての時において被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

（管轄裁判所）

第１１条　接近禁止命令及び前条の規定による命令（以下「退去等命令」という。）の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

２　接近禁止命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

(1) 申立人の住所又は居所の所在地

(2) 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

３　退去等命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

(1) 申立人の住所又は居所の所在地

(2) 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（接近禁止命令等の申立て等）

第１２条　接近禁止命令及び第１０条第２項から第４項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

(1) 配偶者からの身体に対する暴力等を受けた状況（当該身体に対する暴力等を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合であって、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力等を受けたときにあっては、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力等を受けた状況を含む。）

(2) 前号に掲げるもののほか、配偶者からの更なる身体に対する暴力等により、生命又は心身に重大な危害を受けるおそれが大きいと認めるに足りる申立ての時における事情

(3) 第１０条第３項の規定による命令（以下この号並びに第 17 条第 3 項及び第 4 項において「3 項命令」という。）の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該 3 項命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

(4) 第１０条第４項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

(5) 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ　当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ　相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ　相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ　相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

２　退去等命令の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

(1) 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況（当該身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合であって、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けたときにあっては、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況を含む。）

(2) 前号に掲げるもののほか、配偶者から更に身体に対する暴力を受けることにより、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいと認めるに足りる申立ての時における事情

(3) 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前２号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ　当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ　相談し、又は援助若しくは保護を求めた日

時及び場所
ハ　相談又は求めた援助若しくは保護の内容
ニ　相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

３　前２項の書面（以下「申立書」という。）に第１項第５号イからニまで又は前項第３号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、第１項第１号から第 4 号まで又は前項第１号及び第２号に掲げる事項についての申立人の供述を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録で公証人法（明治 41 年法律第 53 号）第 53 条第１項又は第 59 条第 3 項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第１３条　裁判所は、接近禁止命令、第 10 条第２項から第４項までの規定による命令及び退去等命令（以下「保護命令」という。）の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第１４条　保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

２　申立書に第１２条第１項第５号イからニまで又は同条第２項第３号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し、又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

３　裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（期日の呼出し）

第１４条の２　保護命令に関する手続における期日の呼出しは、呼出状の送達、当該事件について出頭した者に対する期日の告知その他相当と認める方法によってする。

２　呼出状の送達及び当該事件について出頭した者に対する期日の告知以外の方法による期日の呼出しをしたときは、期日に出頭しない者に対し、法律上の制裁その他期日の不遵守による不利益を帰することができない。ただし、その者が期日の呼出しを受けた旨を記載した書面を提出したときは、この限りでない。

（公示送達の方法）

第１４条の３　保護命令に関する手続における公示送達は、裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨を裁判所の掲示場に掲示してする。

（電子情報処理組織による申立て等）

第１４条の４　保護命令に関する手続における申立てその他の申述（以下この条において「申立て等」という。）のうち、当該申立て等に関するこの法律その他の法令の規定により書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。次項及び第四項において同じ。）をもってするものとされているものであって、最高裁判所の定める裁判所に対してするもの（当該裁判所の裁判長、受命裁判官、受託裁判官又は裁判所書記官に対してするものを含む。）については、当該法令の規定にかかわらず、最高裁判所規則で定めるところにより、電子情報処理組織（裁判所の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第３項において同じ。）と申立て等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を用いてすることができる。

２　前項の規定によりされた申立て等については、当該申立て等を書面等をもってするものとして規定した申立て等に関する法令の規定に規定する書面等をもってされたものとみなして、当該申立て等に関する法令の規定を適用する。

３　第１項の規定によりされた申立て等は、同項の裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に、当該裁判所に到達したものとみなす。

４　第１項の場合において、当該申立て等に関する他の法令の規定により署名等（署名、記名、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。以下この項において同じ。）をすることとされているものについては、当該申立て等をする者は、当該法令の規定にかかわらず、当該署名等に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、氏名又は名称を明らかにする措置を講じなければならない。

５　第１項の規定によりされた申立て等が第 3 項に規定するファイルに記録されたときは、第１項の裁判所は、当該ファイルに記録された情報の内容を書面に出力しなければならない。

６　第１項の規定によりされた申立て等に係るこの法律その他の法令の規定による事件の記録の閲覧若しくは謄写又はその正本、謄本若しくは抄本の交付は、前項の書面をもってするものとする。当該申立て等に係る書類の送達又は送付も、同様とする。

（保護命令の申立てについての決定等）

第１５条　保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

２　保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

３　保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視総監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

４　保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第１２条第１項第５号イからニまで又は同条第２項第３号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが２以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

５　保護命令は、執行力を有しない。

（即時抗告）

第 16 条　保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

２　前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

３　即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

４　前項の規定により接近禁止命令の効力の停止を命ずる場合において、第１０条第２項から第４項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

５　前２項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

６　抗告裁判所が接近禁止命令を取り消す場合において、第 10 条第２項から第４項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

７　前条第４項の規定による通知がされている保護

命令について、第３項若しくは第４項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

８　前条第３項の規定は、第３項及び第４項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

（保護命令の取消し）

第 17 条　保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。接近禁止命令又は第 10 条第 2 項から第 4 項までの規定による命令にあっては接近禁止命令が効力を生じた日から起算して３月を経過した日以後において、退去等命令にあっては当該退去等命令が効力を生じた日から起算して２週間を経過した日以後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

２　前条第６項の規定は、接近禁止命令を発した裁判所が前項の規定により当該接近禁止命令を取り消す場合について準用する。

３　３項命令を受けた者は、接近禁止命令が効力を生じた日から起算して６月を経過した日又は当該３項命令が効力を生じた日から起算して３月を経過した日のいずれか遅い日以後において、当該３項命令を発した裁判所に対し、第 10 条第３項に規定する要件を欠くに至ったことを理由として、当該 3 項命令の取消しの申立てをすることができる。

４　裁判所は、前項の取消しの裁判をするときは、当該取消しに係る３項命令の申立てをした者の意見を聴かなければならない。

５　第３項の取消しの申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

６　第３項の取消しの裁判は、確定しなければその効力を生じない。

７　第 15 条第 3 項及び前条第 7 項の規定は、第 1 項から第 3 項までの場合について準用する。

（退去等命令の再度の申立て）

第１８条　退去等命令が発せられた後に当該発せられた退去等命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする退去等命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の期間までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の退去等命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、退去等命令を発するものとする。ただし、当該退去等命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該退去等命令を発しないことができる。

２　前項の申立てをする場合における第 12 条の規定の適用については、同条第２項各号列記以外の部分中「事項」とあるのは「事項及び第 18 条第 1 項本文の事情」と、同項第３号中「事項に」とあるのは「事項及び第 18 条第 1 項本文の事情に」と、同条第３項中「事項に」とあるのは「事項並びに第 18 条第 1 項本文の事情に」とする。

（事件の記録の閲覧等）

第１９条　保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあっては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

第２０条　削除〔令和５年５月法律３０号〕

（民事訴訟法の準用）

第２１条　この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成８年法律第１０９

号）第１編から第４編までの規定（同法第 71 条第２項、第 91 条の2、第 92 条第９項及び第10 項、第９２条の２第２項、第 94 条、第 100 条第２項、第１編第５章第４節第３款、第 111 条、第１編第７章、第 133 条の２第５項及び第６項、第 133 条の３第２項、第 151 条第３項、第 160 条第２項、第 185 条第３項、第 205 条第２項、第 215 条第２項、第 227 条第２項並びに第232 条の２の規定を除く。）を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第 112 条第1項本文	前条の規定による措置を開始した	裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた
第 112 条第１項ただし書	前条の規定による措置を開始した	当該掲示を始めた
第113条	書類又は電磁的記録	書類
	記載又は記録	記載
	第111条の規定による措置を開始した	裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた
第 133 条の３第1項	記載され、又は記録された書面又は電磁的記録	記載された書面
	当該書面又は電磁的記録	当該書面
	又は電磁的記録その他これに類する書面又は電磁的記録	その他これに類する書面
第 151 条第２項及び第 231 条の２第2項	方法又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する方法	方法
第 160 条第1項	最高裁判所規則で定めるところにより、電子調書（期日又は期日外における手続の方式、内容及び経過等の記録及び公証をするためにこの法律その他の法令の規定により裁判所書記官が作成する電磁的記録をいう。以下同じ。）	調書
第 160 条第３項	前項の規定によりファイルに記録された電子調書の内容に	調書の記載について
第 160 条第4項	第２項の規定によりファイルに記録された電子調書	調書
	当該電子調書	当該調書

第 160 条の2第1項	前条第2項の規定によりファイルに記録された電子調書の内容	調書の記載
第 160 条の2第2項	その旨をファイルに記録して	調書を作成して
第 205 条第3項	事項又は前項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項	事項
第 215 条第4項	事項又は第2項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項	事項
第 231 条の3第2項	若しくは送付し、又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する	又は送付する
第 261 条第4項	電子調書	調書
	記録しなければ	記載しなければ

（最高裁判所規則）
第２２条　この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第５章　雑則

（職務関係者による配慮等）
第２３条　配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。
２　国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。
（教育及び啓発）
第２４条　国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。
（調査研究の推進等）
第２５条　国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。
（民間の団体に対する援助）
第２６条　国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。
（都道府県及び市町村の支弁）
第２７条　都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。
⑴ 第３条第３項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う女性相談支援センターの運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）
⑵ 第３条第３項第３号の規定に基づき女性相談支援センターが行う一時保護（同条第４項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用
⑶ 第４条の規定に基づき都道府県が置く女性相談支援員が行う業務に要する費用
⑷ 第５条の規定に基づき都道府県が行う保護

（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

２　市町村は、第４条の規定に基づき市町村が置く女性相談支援員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

（国の負担及び補助）

第２８条　国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第１項の規定により支弁した費用のうち、同項第１号及び第２号に掲げるものについては、その１０分の５を負担するものとする。

２　国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の１０分の５以内を補助することができる。

⑴ 都道府県が前条第１項の規定により支弁した費用のうち、同項第３号及び第４号に掲げるもの

⑵ 市町村が前条第２項の規定により支弁した費用

第５章の２　補則

（この法律の準用）

第２８条の２　第２条及び第１章の２から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定（同条を除く。）中「配偶者からの暴力」とあるのは、「特定関係者からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第２条	配偶者	第 28 条の２に規定する関係にある相手（以下「特定関係者」という。）
	、被害者	、被害者（特定関係者からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第６条第１項	配偶者又は配偶者であった者	特定関係者又は特定関係者であった者
第 10 条第１項から第４項まで、第 10 条の２、第11 条第２項第２号及び第３項第 ２ 号、第 12 条第１項第１号から第４号まで並びに第２項第１号及び第２号並びに第 18 条第１項	配偶者	特定関係者
第１０条第１項、第 10 条の２並びに第 12 条第１項第１号及び第２項第１号	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第２８条の２に規定する関係を解消した場合

第６章　罰則

第２９条　保護命令（前条において読み替えて準用する第１０条第１項から第４項まで及び第 10 条の２の規定によるものを含む。第３１条において同じ。）に違反した者は、２年以下の拘禁刑又は２００万円以下の罰金に処する。

第３０条　第3条第５項又は第５条の3の規定に違反して秘密を漏らした者は、１年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

第３１条　第１２条第1項若しくは第2項（第１８条第２項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第２８条の２において読み替えて準用する第１２条第1項若しくは第2項（第２８条の２において準用する第１８条第２項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、10万円以下の過料に処する。

附　則

（施行期日）

第１条　この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。ただし、第２章、第６条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第７条、第９条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第２７条及び第２８条の規定は、平成１４年4月１日から施行する。

（以下　略）

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

（平成２7 年９月４日法律第 64 号）
最終改正：令和７年６月１１日法律第 63 号

第１章　総則

（目的）

第１条　この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成１１年法律第７８号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

（基本原則）

第２条　女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮し、併せて、女性の健康上の特性に留意して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

２　女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

３　女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第３条　国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第５条第１項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

（事業主の責務）

第４条　事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第２章　基本方針等

（基本方針）

第５条　政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針(以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

２　基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

⑴　女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向

⑵　事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項

⑶　女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項

イ　女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項

ロ　職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項

ハ　職場において行われる就業環境を害する言動に起因する問題の解決を促進するために必要な措置に関する事項

ニ　その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

⑷　前３号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

３　内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

４　内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

５　前２項の規定は、基本方針の変更について準用する。

（都道府県推進計画等）

第６条　都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

２　市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

３　都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第３章　事業主行動計画等

第１節　事業主行動計画策定指針

第７条　内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第１項に規定する一般事業主行動計画及び第１９条第１項に規定する特定事業主行動計画(次項において「事業主行動計画」と総称する。)の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

２　事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

⑴　事業主行動計画の策定に関する基本的な事項

⑵　女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項

⑶　その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

３　内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第２節　一般事業主行動計画等

（一般事業主行動計画の策定等）

第８条　国及び地方公共団体以外の事業主(以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が３００人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）

を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

２　一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

⑴　計画期間

⑵　女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

⑶　実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

３　第１項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前条第２号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

４　第１項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

５　第１項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

６　第１項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

７　一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が３００人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

８　第３項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第４項から第６項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

（基準に適合する一般事業主の認定）

第９条　厚生労働大臣は、前条第１項又は第７項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

（認定一般事業主の表示等）

第１０条　前条の認定を受けた一般事業主（以下「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項及び第１４条第１項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

２　何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

（認定の取消し）

第１１条　厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第９条の認定を取り消すことができる。

⑴　第９条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。

⑵　この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

⑶ 不正の手段により第９条に認定を受けたとき。

（基準に適合する認定一般事業主の認定）

第１２条　厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和４７年法律第１１３号）第１３条の２に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成３年法律第７６号）第２９条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

（特例認定一般事業主の特例等）

第１３条　前条の認定を受けた一般事業主(以下「特例認定一般事業主」という。) については、第８条第１項及び第７項の規定は、適用しない。

２　特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

（特例認定一般事業主の表示等）

第１４条　特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

２　第１０条第2項の規定は、前項の表示について準用する。

（特例認定一般事業主の認定の取消し）

第１５条　厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第１２条の認定を取り消すことができる。

⑴ 第１１条の規定により第 ９ 条の認定を取り消すとき。

⑵ 第１２条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。

⑶　第１３条第２項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。

⑷ 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

（5）不正の手段により第１２条の認定を受けたとき。

（委託募集の特例等）

第１６条　承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が３００人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和２２年法律第１４１号）第３６条第1項及び第3項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

２　この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

３　厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

４　承認中小事業主団体は、第１項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省

令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

５　職業安定法第３７条第２項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第５条の３第１項及び第４項、第５条の４第１項及び第２項、第５条の５、第３９条、第４１条第２項、第４２条第１項、第４２条の２、第４８条の３第１項、第４８条の４、第５０条第１項及び第２項並びに第５１条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第４０条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第５０条第３項及び第４項の規定はこの項において準用する同条第２項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第３７条第２項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第１６条第４項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第４１条第２項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

６　職業安定法第３６条第２項及び第４２条の２の規定の適用については、同法第３６条第２項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第４２条の２中「第３９条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成２７年法律第６４号）第１６条第４項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」と、「同項に」とあるのは「次項に」とする。

７　厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第２項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第１７条　公共職業安定所は、前条第４項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

（一般事業主に対する国の援助）

第１８条　国は、第８条第１項若しくは第７項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第３節　特定事業主行動計画

第１９条　国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

２　特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

⑴ 計画期間

⑵ 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

⑶ 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

３　特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第２号の目標については、採用する職員に占

める女性職員の割合、男女の継続年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

４　特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

５　特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

６　特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

７　特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第４節　女性の職業選択に資する情報の公表

（一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第２０条　第８条第１項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

⑴ その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

⑵ その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

２　第８条第７項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

（特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第２１条　特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

⑴ その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

⑵ その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

第４章　女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

（職業指導等の措置等）

第２２条　国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

２　地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

３　地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

４　前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（財政上の措置等）

第２３条　国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

（国等からの受注機会の増大）

第２４条　国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

２　地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

（啓発活動）

第２５条　国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

（情報の収集、整理及び提供）

第２６条　国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

（協議会）

第２７条　当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第２２条第１項の規定により国が講ずる措置及び同条第２項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

２　協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第２２条第３項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

３　協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

⑴ 一般事業主の団体又はその連合団体

⑵ 学識経験者

⑶ その他当該関係機関が必要と認める者

４　協議会は、関係機関及び前２項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

５　協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

（秘密保持義務）

第２８条　協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（協議会の定める事項）

第２９条　前２条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第５章　雑則

（報告の徴収並びに助言、指導及び勧告）

第３０条　厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第８条第１項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第７項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

（公表）

第３１条　厚生労働大臣は、第２０条第１項の規定

による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第８条第１項に規定する一般事業主又は第２０条第２項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第８条第７項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

（権限の委任）

第３２条　第8条、第9条、第１１条、第１２条、第１５条、第１６条、第３０条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

（政令への委任）

第３３条　この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第6章　罰則

第３４条　第 16条第5項において準用する職業安定法第４１条第2項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、１年以下の拘禁刑又は１００万円以下の罰金に処する。

第３５条　次の各号のいずれかに該当する者は、１年以下の拘禁刑又は５０万円以下の罰金に処する。

⑴ 第２２条第４項の規定に違反して秘密を漏らした者

⑵ 第２８条の規定に違反して秘密を漏らした者

第３６条　次の各号のいずれかに該当する者は、６月以下の拘禁刑又は３０万円以下の罰金に処する。

⑴ 第 16条第4項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者

⑵ 第 16条第5項において準用する職業安定法第３７条第2項の規定による指示に従わなかった者

⑶ 第１６条第５項において準用する職業安定法第３９条又は第４０条の規定に違反した者

第 37条　次の各号のいずれかに該当する者は、３0万円以下の罰金に処する。

⑴ 第 10 条第2項（第１４条第２項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

⑵ 第 16条第5項において準用する職業安定法第５０条第１項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

⑶ 第 16条第5項において準用する職業安定法第５０条第2項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

⑷ 第１６条第５項において準用する職業安定法第５１条第１項の規定に違反して秘密を漏らした者

第 38条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第３４条、第３６条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第３９条　第３０条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、20 万円以下の過料に処する。

附　則

（施行期日）

第１条　この法律は、公布の日から施行する。ただし、第3章（第7条を除く。）、第5章（第２８条を除く。）及び第6章（第３０条を除く。）の規定並びに附則第５条の規定は、平成２８年4月1日から施行する。

（この法律の失効）

第2条　この法律は、令和１８年3月３１日限り、その効力を失う。

（以下　略）

政治分野における男女共同参画の推進に関する法律

（平成 30 年５月 23 日法律第 28 号）
最終改正：令和３年６月１６日法律第６７号

（目的）

第１条　この法律は、社会の対等な構成員である男女が公選による公職又は内閣総理大臣その他の国務大臣、内閣官房副長官、内閣総理大臣補佐官、副大臣、大臣政務官若しくは大臣補佐官若しくは副知事若しくは副市町村長の職（以下「公選による公職等」という。）にある者として国又は地方公共団体における政策の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること（以下「政治分野における男女共同参画」という。）が、その立案及び決定において多様な国民の意見が的確に反映されるために一層重要となることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成１１年法律第７８号）の基本理念にのっとり、政治分野における男女共同参画の推進について、その基本原則を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、政治分野における男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、政治分野における男女共同参画を効果的かつ積極的に推進し、もって男女が共同して参画する民主政治の発展に寄与することを目的とする。

（基本原則）

第２条　政治分野における男女共同参画の推進は、衆議院議員、参議院議員及び地方公共団体の議会の議員の選挙において、政党その他の政治団体の候補者の選定の自由、候補者の立候補の自由その他の政治活動の自由を確保しつつ、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指して行われるものとする。

２　政治分野における男女共同参画の推進は、自らの意思によって公選による公職等としての活動に参画し、又は参画しようとする者に対するこれらの者の間における交流の機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した社会における制度又は慣行が政治分野における男女共同参画の推進に対して及ぼす影響に配慮して、男女が、その性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

３　政治分野における男女共同参画の推進は、男女が、その性別にかかわりなく、相互の協力と社会の支援の下に、公選による公職等としての活動と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

４　政治分野における男女共同参画の推進は、政党その他の政治団体が自主的に取り組むほか、衆議院、参議院及び地方公共団体の議会並びに内閣府、総務省その他の関係行政機関等が適切な役割分担の下でそれぞれ積極的に取り組むことにより、行われるものとする。

（国及び地方公共団体の責務）

第３条　国及び地方公共団体は、前条に定める政治分野における男女共同参画の推進についての基本原則（次条において単に「基本原則」という。）にのっとり、政党その他の政治団体の政治活動の自由及び選挙の公正を確保しつつ、政治分野における男女共同参画の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

（政党その他の政治団体の努力）

第４条　政党その他の政治団体は、基本原則にのっとり、政治分野における男女共同参画の推進に関し、当該政党その他の政治団体に所属する男女のそれぞれの公職の候補者の数に係る目標の設定、当該政党その他の政治団体に所属する公職の候補者の選定方法の改善、公職の候補者となるにふ

さわしい能力を有する人材の育成、当該政党その他の政治団体に所属する公選による公職等にある者及び公職の候補者についての性的な言動、妊娠又は出産に関する言動等に起因する問題の発生の防止及び適切な解決その他の事項について、自主的に取り組むよう努めるものとする。

（法制上の措置等）

第５条　国は、政治分野における男女共同参画の推進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。

（実態の調査及び情報の収集等）

第６条　国は、政治分野における男女共同参画の推進に関する取組に資するよう、その推進に当たって障壁となるような社会における制度、慣行、観念その他一切のもの（次項において「社会的障壁」という。）及び国内外における当該取組の状況について、実態の調査並びに情報の収集、整理、分析及び提供（同項及び第１１条において「実態の調査及び情報の収集等」という。）を行うものとする。

２　地方公共団体は、政治分野における男女共同参画の推進に関する取組に資するよう、当該地方公共団体における社会的障壁及び当該取組の状況について、実態の調査及び情報の収集等を行うよう努めるものとする。

（啓発活動）

第７条　国及び地方公共団体は、政治分野における男女共同参画の推進について、国民の関心と理解を深めるとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

（環境整備）

第８条　国及び地方公共団体は、議会における欠席事由の拡大をはじめとする公選による公職等としての活動と妊娠、出産、育児、介護等の家庭生活との円滑かつ継続的な両立を支援するための体制の整備その他の政治分野における男女共同参画の推進に関する取組を積極的に進めることができる環境の整備を行うものとする。

（性的な言動等に起因する問題への対応）

第９条　国及び地方公共団体は、政治分野における男女共同参画の推進に資するよう、公選による公職等にある者及び公職の候補者について、性的な言動、妊娠又は出産に関する言動等に起因する問題の発生の防止を図るとともに、当該問題の適切な解決を図るため、当該問題の発生の防止に資する研修の実施、当該問題に係る相談体制の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

（人材の育成等）

第１０条　国及び地方公共団体は、政治分野における男女共同参画が推進されるよう、議会における審議を体験する機会の提供、公選による公職等としての活動に対する関心を深めこれに必要な知見を提供する講演会等の開催の推進その他の人材の育成及び活用に資する施策を講ずるものとする。

（その他の施策）

第１１条　国及び地方公共団体は、第７条から前条までに定めるもののほか、第６条の規定による実態の調査及び情報の収集等の結果を踏まえ、必要があると認めるときは、政治分野における男女共同参画の推進のために必要な施策を講ずるものとする。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

第３次大網白里市男女共同参画計画
発行年月　令和８年３月
発行　大網白里市
編集　大網白里市地域づくり課
〒２９９－３２９２　大網白里市大網１１５番地２
Ｔｅｌ　０４７５－７０－０３４２
Ｆａｘ　０４７５－７２－８４５４